

第七十一回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十一時十一分開会

委員の異動

七月二日

辞任

上田 哲君

補欠選任

大矢 正君

出席者は左のとおり。

委員長

佐田 一郎君

理事

御木 亨弘君

若林 正武君

阿貝根 登君

藤井 恒男君

委員

小笠 公昭君

大谷藤之助君

川上 為治君

林田悠紀夫君

細川 護熙君

安田 隆明君

小野 明君

林 虎雄君

藤田 進君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

須藤 五郎君

田中 六助君

中曾根康弘君

小坂善太郎君

参議院議員

修正案提出者

田中 六助君

通商産業大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

政府委員

経済企画庁総合

計画局長

通商産業省企業

局長

通商産業省化学

工業局長

常任委員会専門

員

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

宮崎 仁君

山下 英明君

齋藤 太一君

菊地 拓君

牧野 昇君

渡辺 茂君

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

締役

東京大学工学部

教授

参考人

株式会社三菱総

合研究所常務取

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げ

ます。

本日は、皆さまには御多用のところ、本委員

会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま議題となりました本法案につ

いて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を

承りまして、本委員会における審査の参考にいた

したいと存じておりますので、何とぞよろしくお

願いをいたします。

なお、参考人の方々には、まずそれぞれ十五分

程度の陳述をお願いし、その後、委員からの質疑

にお答えいただきたいと存じますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

それでは、まず牧野参考人からお願いをいたし

たいと思います。

○参考人(牧野昇君) 三菱総合研究所の牧野で

ございます。今回の総合研究開発機構法案につきま

して、簡単に私の意見を述べさせていただきます。

この法案は、シンクタンクの総合研究を実施

し、助成し、あるいは情報を集め、人材を教育す

る、そういうような研究活動をする機構というふ

うに私、この法案を見て内容を理解したわけでござ

いますけれども、原則的には賛成でございます。

私もシンクタンクを三年ばかりやっておりま

す。シンクタンクの成立の意義というのは、大体

三つの条件でございまして、第一、三つの条

件と見ているわけでございます。その三つの条

件というのは三つのIN、これが基本的な条件に

なっているわけでございます。

第一のINというのは、インターディシプリナ

リーというところでございまして、専門領域を越え

た協力研究といいますか、総合研究ということが

まず基本にあるわけでございます。総合的な研究

開発の立場はどうして必要かということを二つば

かり例をあげて御説明をしたいと思います。

皆さんも御存じだと思いますが、有名なアスワ

ンハイダムというのがございます。これはいわ

ゆるいままのアスワンダム、南につくりました世

界最大のダムでございます。ナイル川です。ダ

ムの建設に約四億ポンドを使ひまして、ナセル・

アラブの連合政府がこれをやりまして、九年か

かっております。私も建設中に行つてまいりまし

て、非常に大きな期待が世界じゅう、あるいはナ

イル地区の人から集まつていたわけでございま

す。これによりまして農地がかんがいいたします

から、大体農地が三〇%ふえるんだと、そして、

八十億キロワットのアワの電力が出るためにこ

れで肥料工場ができるんだと、そしていわれる国

民所得というのが何と二〇%ふえるのだと、非常

にいいことづくめであったし、確かにいいことが

多かったわけです。ところが、これが実際に稼働

した状態においてどういふことが起きたか。昨年

の有名なスウェーデンでやりました、いわゆる国

連の人間環境会議の中にこれについてのレポート

があるわけでございます。

どういふことが起きたかという、まず、いわ

ゆるいままの状態というんな条件で変わつてま

いりますので、保菌性を持ったカラムリが非常

に増殖いたしました。流行病、風土病がはやつた

ということがあるわけでございます。それから、

地下の水脈が当然のことでございますけれども変

わつてまいります。これによつてあの周辺の何と

一五%の人々のいわゆる飲料水というものが枯

渇した、手に入らなくなつた、こういうことが起

つたわけでございます。それから、当然土砂の堆

積、あるいはデルタ地帯の海岸の変形が起きまし

て、いわゆる全くエコロジ的なバランスがこわ

れてきた、こういう報告が出されているわけでござ

います。

このように、総合的な研究開発の立場からい

つて、非常に大きな期待が世界じゅう、あるいはナ

イル地区の人から集まつていたわけでございま

す。これによりまして農地がかんがいいたします

から、大体農地が三〇%ふえるんだと、そして、

八十億キロワットのアワの電力が出るためにこ

れで肥料工場ができるんだと、そしていわれる国

民所得というのが何と二〇%ふえるのだと、非常

にいいことづくめであったし、確かにいいことが

います。

それから、カール・ジョージのやはりこれに対する報告によりますと、沿岸のイワシが——あの辺では毎年一万八千トンのイワシがとれた。これがあの地方の全水産物の四八％をまかなっていたわけでございます。これが全く壊滅してしまつたというところでございます。言いかえますと、二つの理由があるわけですね。

一つは、あの辺でとれるイワシというのは、洪水期に流れた水があの沿岸の塩分を薄めて、そのときにいわゆる卵を生む、こういうことがあるわけですね。二番目に、豊富なナイル地区の栄養物というものが洪水で川に流れ込んで、これが非常にえさといえますか、いわゆる養育に役に立つた。この二つがこれたことによつてイワシが壊滅してしまつたわけでございますね。

これで見てもわかりますように、実は研究というのは、いままでは土木屋さん、建築屋さんが一つの専門領域から最も効率的な建築物を建てるといふ研究でよかつたけれども、いまはそうはいかないのだ。一つの専門領域を越えた地質学者、海洋物理学者あるいは水産学者、あるいはお医者さん、そういう人たちがこれに参加して研究活動をしていく、こういうことが現在非常に重要なこととしてあげられてきているのだ、こういうことが言えるわけでございます。

二番目の例としてあげるのは、政府に関することとんで、あるいは私の民間から見た意見として適切でないかもしれませんが、いまインフレが非常に進んでいる。インフレというのは幾つかの要因があるわけでございます。そのインフレの要因の分析は現在いたしませんけれども、その一つの要因に、いわゆる需要と供給のギャップ、バランスを失っているというところが一つあるわけでございます。セメントが足りない、鋼材が足りない、木材が足りない、これがどうして起きたかという、昨年の政府の出資を見ると非常によくわかります。昨年、政府が、大蔵省では公共投資をどんどん出してたということですね、対前年

度比率で二九％、三〇％近く出しておる。それから、住宅の補助金融資が対前年当たり七千億円でけい出している。大蔵省ではお金をどんどん出している。しかし、通産ではそのときにどういふことをやつたかという、通産では、鉄鋼のカルテルをやつて生産をためているわけですね。木材の輸入量も調整しているわけですね。あるいはセメントに対して調整しているわけですね。片方ではほとんど出すが、片方では調整しているという、いわゆる各省間のばらばらの一つの操作といえますか、そういうものがあつた。私がここで言いたいの、実は省庁を越えた広い分野からの研究開発、あるいはそれに対する調査活動というものが現在どうして必要とされているのだ、こういうことがいわゆるインターディシプリナリーという一つの基本的な現在の研究態度の条件という形でいわれるわけでございます。

実は、私たちの三菱総合研究所は日本で一番大きなシンクタンクといわれているわけでございます。約三百五十名の研究員がおります。この三百五十名の研究員というのは非常に広い分野でございまして、エンジニアもおりますしエコノミストもいる、あるいは海洋物理学者もいるし、曹洞宗の坊主からいわゆるカトリックの神父さんまで集めてあるわけでございます。現在そういうような広い分野からのアプローチといえますか、研究活動というの、これがいわゆるインターディシプリナリーといえますか、総合的といえますか、いわゆる境界、領域を越えた研究開発の必要性、そういうような一つの形でこういうような研究所の必要性というものが実は出てくるわけでございます。そういう意味では、縦割りの局地的主義的な専門だけにこだわつた研究開発についてはかなり問題点が出てくるのだと、こういうことが言えるのじゃないかと思うわけでございます。そういう意味で総合的な研究開発ということとを条件とした、そして、研究機関の交流調整というものを一つの役割としてこの新しい研究開発の機構法案について、私は賛成する次第でございます。

す。

さて、二番目のインでございしますが、これはインデペンデントということでございますね。言い換えますと、独立的な自主的な立場を持たなければ研究というのは非常にむずかしいだろうということでございます。シンクタンクというのは、特定の官庁に付属しているとか、あるいは特定の企業に付属しているとかは実はまずいわけでございます。なぜかといふと、これは一つの企業で、このあき地を一千坪あるから開発しろと、開発しろといふことはきまつているわけですね。それに対していかにか経済的にいうか、それ以上に開発したらいかにいいかということが、これは研究所に下つてくる命令であり指示であるわけですね。そういう形では、もうノーとは言えないのです。イエスであるけれども、イエスの中でどうやるかといふことを、実は一つの企業の中にあるのは一つの官庁でいへばこういうことがきまつたのだと、知識集約産業といふものはきまつた、それに対して、いわゆるいかにそれをうまく説明するかといふことにその研究所の役割というものが規定されてしまふのだ、実はそうじゃありません。実は、イエスといふことも自由だし、ノーといふことも自由だといふ自主的に独立したものであることが非常に大きな条件なんです。

独立的な中立的な立場の運営をとると、こういう形では非常によろしいのでございますけれども、ただ問題は、私もシンクタンクをやりました非常に感じるのは、自立的である、独立的であるといふことは、言いかえますと非常に経済基盤が弱いということですね。一つの省庁に予算をとつても、あるいは一つの企業の一つの附属機関といふことでは、これは運営はかなり楽でございますけれども、これは運営は、相手の気にいらぬことも自由で言つていう立場は、言いかえますと、かなり経営的には、経済的には基盤が弱いといふことが当然出てくるわけでございます。そういう意味で、この機構が、いわゆる無色の研究資金といふものを投じてシンクタンクといふ一つの独立的な自由な立場での言へん研究機関の助成をはかる、こういう形ではたいへん意義があるのじゃないかろうか、こういうふうに思っているわけでございます。

さて、三番目のインでございしますが、インフオーメーションオリエンテッドといふこととございまして、いわゆる情報を商品、製品あるいは成果として産出するところの機関である、こういうことが一つの条件になるわけでございます。この情報というものの価値といふものが、日本ではまだ評価が低いわけでございます。情報に対する評価というものは日本では、物はお金を出してもいいけれども、情報といふものに対してはお金は要らないのじゃないか、知恵やお金は要らないのじゃないか、これは日本の一つの風土でございまして、たとえばここにコップがある。コップを持っていくことについては非常に罪悪感を感じるわけでございますけれども、コップのデザインについては自由にまねをしてもいいのじゃないかと、そういう一つのしきたりがあるわけでございます。いわゆる一つの知恵といふものはただ、物はお金払うのだ、ところが、これは情報は情報といふものの価値が上がり、情報化社会だといふことをいわれておりますけれども、なかなか日本ではまだまだ情報にお金を払うという習

償は定着していないわけでございます。

私のところの三菱総合研究所、いま最大のシンクタンクとして運営しておりますけれども、さくばらんに言いますと、第一年度は三億数千万の赤字でございます。二年度において約一億ちよつとの赤字になりました。だんだんと情報価値と認め、そういう傾向は強くなつてはおりますけれども、やはり情報産業はこれから育成していくものであるというふうに考えるわけでございます。これは現在の市場風土というものは、情報を金で買わないといふこともございますけれども、逆に言うと、われわれシンクタンクの人材というものが不足して、相手がお金で買うというふうな、そういう気持ちで起さざるを得ない、こういうわれわれのほうの当然弱みなり欠陥なりがあるわけでございます。

これは情報をつくっていく、そしてそれを相手価値ありと認めるような、そういう情報をつくり出せるような人材というものが日本ではまだほとんどない、不足しているんだ。物をうまくつくる人は非常に大ぜいいるけれども、価値ある研究として相手が対価を払うような情報を加工し、そういうそれを売りファイニングして出すという、そういう人材というものがほとんど日本では育っていない、こういふことだと思ひます。そういう意味では、今後こういう分野における人材というものをどんどん養成していかなければならぬ。この総合研究開発機構法案の中に人材の養成、特に地方のこういうことに対する人材、これはいづゆる情報都市——東京でも不足しておりますが、地方ではもっと不足している。そういう者を教育していくというふうな一つの役割もこの中に入っております。そういう意味では私はたいへん賛成でございます。情報化時代における一つのトリガーといひますか、引き金としてこういうような法案というものの価値というものを私は評価したい、こういうふうに思つてゐるわけでございます。

ただ、一つだけ条件を申し上げたいのでござい

ますけれども、私、シンクタンク評議会という、

現在、日本の代表的なシンクタンクが集まつてゐるシンクタンク評議会の代表幹事としてこの二年間これを運用したわけでございしますけれども、非常に感ずるのは、まだ基盤が弱い。基盤が弱いところに政府がかなり金を出す、そうして民間も金を大きく出した、そうしてかなり資金豊富な研究機関といふのができて、それがコンペティターとして、せつかくわれわれが今まで苦心惨たんして育ててきたシンクタンクの基盤を脅かすような、そういう形でこれが発展することについては非常にわれわれとしてはこわいわけでございます。したがつて、このシンクタンクといふものは、いまある民間企業のコンペティターとしての役割よりも、むしろその総合的な調整機関という形でこれが発展することを願ひわけでございます。私の説明、以上で終わります。どうもありがとうございます。ごさいました。

○委員長(佐田 一郎君) どうもありがとうございます。

次に、渡辺参考人をお願いいたします。

○参考人(渡辺 茂君) 私、東京大学の工学部におりました。機械といふようなかたいものの基礎研究をしてゐる渡辺でございますが、私がこのシンクタンクにかかわりを持ち始めましたのは、いわゆる技術革新が急速に進展してまいりました、私の専門である機械そのものを基本的に変えるといふのみならず、さらにその機械が量と質とを変へまして社会に出ていく、そうしてその社会自身を根本的に変えていくといふこの事実につつ然としたような次第でございます。

そこで、社会的、経済的な研究開発というものに對しても、科学技術的な要素を取り入れて行なう必要があるのではないかとこのことを痛感したような次第でございます。シンクタンクの設立や運営に協力してまいりました。このたび、総合研究開発機構法案の御提案を聞きまして非常にけつこうなことであります。全面的に賛成をいたしているような次第でございますが、この機会に日

ごろ考へておりますシンクタンクのイメージとい

うようなものを七つばかりあげさせていただきます。そして、それに対して、総合研究開発機構法案に對する考え方についてやはり七つばかりお話を申し上げて、御批判を得たいといふふうに思ひます。

まず第一に、シンクタンクと申しまして、各人各様の受け取り方があらうと思ひますが、シンクタンクといふからには、国民全体にかかわるものを審議、研究されるべきであるといふふうに考へております。これは当然のことであらうと思ひます。

第二の条件といたしましては、それが緊急であり、かつ、実際のな問題でなければならぬ。それを具体的に解決する案を提出するといふことが、シンクタンク全般に對する要請ではないかといふふうに考へております。

第三番目といたしましては、単に緊急的な、今日のな問題に對処するだけではなくて、その方法論といふものの開発もこういふところでやるべきであらうといふふうに思つております。

さらに、第四番目として考へられますことは、私どもの属しております大学は何かといふと、百年——長い間に不変の基礎研究をやるといふことが私たちの立場であります。シンクタンクは基礎研究ばかりやつてもしかたがないので、これは応用研究であるといふことが大きな特徴ではないかと思ひます。

第五番目といたしましては、無色中立であることといふことでありまして、無色中立といふ意味はいろいろな方向があつて、まず、思想的に無色中立でなければならぬ。第二には、官公庁のワック、官公庁の目的意識からもそれを越えて無色中立でなければならぬ。第三には、学問的にも片寄つたものであつてはならない。学問的にも公正で、お互いに矛盾しないといふことが必要であらうといふふうに考へます。したがらしまして、それぞれの学問としては自主性を貫きますが、國際的にも通用するような論旨がなければならないとい

うふうに考へます。

第六には、牧野さんが第一にあげられました学問を横断するもの、つまりインターディシプリナリーとも——日本では最近、國際に對して學際的といふようなことを申しておりますが、學際的でなければならぬといふふうに考へます。つまり、経済的、社会的急激な變化を科学技術的な焦点から、あるいは経済的焦点、あるいは医学的焦点、あるいは心理学的焦点、あらゆるものに焦点を当てて、そこから公正に解明するものでなければならぬといふふうに考へます。まあ具体的に

は都市問題あるいは公害問題、さらには技術予測とか交通問題、あるいはエネルギー、食糧、種々の問題がそこに控えてゐるといふふうに思つております。

第七番目としましては、こういふものは國をあげて協力する体制が必要である。つまり、學界、官界、それから公共団体、民間団体、この四者が協力して正當な發展をすべきものであらうといふふうに考へる次第でございます。

以上申し上げました七つの観点がシンクタンクに望まれる要件ではなからうかと思ひますが、今回、総合研究開発機構といふものの、出されましたこの法案の意義を考えますときに、そういうものがある意味においては正常に發展させるということでありまして、非常に意義が深い法案であらうと思ひます。

と申しますのは、現在、わが國には多くのシンクタンクがあり、その最大のものの一つが牧野さんのところであらうかと思ひますけれども、それにはいたしまして、われわれのシンクタンクの先輩であるアメリカの状況から見ると、非常に小さなものがあると、アメリカには代表的なシンクタンクは三つございまして、一つをパッテル・メモリアルといひます。それからスタンフォード・リサーチ・インスティテュート——SRIと申します。それからイトトリですね、IITRIと書きましてイトトリといつておりますが、この三つはいずれも数千人の研究者を擁しております。

パッテル・メモリアルは一九七〇年の調べです
が、約五千八百人、SRIが約三千人、イットリ
が約二千人という大きな規模であります
が、アメリカにおいても千人以上の規模のシンク
タンクはその三社に限られるわけでございます
けれども、それから考えますと、わが国のシンク
タンクは、シンクタンクではなくてシンクポ
イントであるというように言つた人もありま
す、まあ大きな二、三はともかくとして、あ
れは非常に小さなシンクタンクが存在してい
る。これをこの法案によつていい意味におけ
るシステムを形成するということになれば、ほ
んとうに幸いなことであるというふうに思
います。

それから第二に、シンクタンクはいろいろござ
いますけれども、あるものは株式会社組織、あ
るものは財団法人、あるいは社団法人、ある
いは学会自身、あるいは官庁の中にもシンク
タンク——それをシンクタンクとは申さな
いけれども、そういうシンクタンク的な仕事
をしておられるところがあると、まああ
らゆるところにシンクタンクがあるんです
けれども、元来、シンクタンクの仕事は、初
めに申しましたように無色中立でなければ
ならないものですけれども、実際はほんとう
に無色中立であるかというところ、それは
研究開発機構というふうな法案によつて統
一的にそれを再組織いたしますか、ほん
とうに必要なもの、協力によつて研究が
進められていくときに、ほんとうの意味に
おいて無色になるかと思ひます。には七
色ありますが、それぞれの色があつても
それを合せて無色になるが、まあそれ自
身、現在あるシンクタンクの無色化とい
うことは非常にむずかしいけれども、有
機的に結合することによつて無色になり
得るものであらうというふうに思ひま
す。しかし、それぞれのシンクタンクにお
ける自主性というものは絶えず尊重され
なければなりませんけれども、その自主性
を侵害しない意味において、この総合研
究開発機構というものは十分存在し得る
ものであらうと思ひます。

それから第三には、そういうような次第でござ
いますから、この機構は、当然、真に学
際的なものを盛り上げるものに違ひない
と、つまり、現在いろいろな方面における
専門家というのとはなかなかわが国にお
いても得られにくうございしますので、
その得られにくい人材の交流ということに
、この法案がさらに機能することができ
れば非常にいいことではないかというふう
に考えます。

それから第四に、したがひまして、現在、そ
ういうシンクタンクというのは縦社会に
属するものでありますけれども、それを横
に組織化するという意味において意義があ
るというふうに考えます。

それから第五には、このお仕事の一つである
人材の養成、つまりシンクタンク人、真
のシンクタンク人をこつくり出すものを
奨励して養成されるというところは非常
に力強い限りであるというふうに思ひま
す。

それから第六には、シンクタンクとい
いますと、先ほどのお話のように情報とい
うことが主体になりますけれども、情報
をソフトと解釈いたしますと、情報
を突き詰めていくとついにハード、つまり
具体的なものができ上がることがあり
ます。そのソフトとハードとの接点をこ
ういう機構でお受け持ちになりますと、
そのソフトからハードへの受け渡しは
非常にスムーズにいきまして、非常に効
果のある成果が得られるのではないかと
いうふうに考えます。

これから考えられるものに対して目的指向型のま
とめ方ができて、いろいろな方面に利用
できるのではなからうかというふうに考
えるような次第でございします。

以上、簡単にございしますが、私の陳述を
終わります。

○委員長(佐田一郎君) どうもありが
とうございました。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は
終わりました。

これから参考人の方々に對する質疑
を行います。

○阿鼻根登君 牧野さんに最初お尋
ねいたしますが、私も、きょうからこの
審議に入るんですが、非常にむずかしい
問題だと思つております。

ぜひ必要だということも考へてお
りますが、実際、皆さんから述べられた
ような非常に公正であつて中立である、
いすれにも偏しないというふうなことが
これはほんとうに望まれるだらうか、
というところを考へるわけなんです。

たとえば、いま公害問題が非常にや
かましくなつております。ところが、こ
れは十五年前、私が社務の委員長をや
つておるときに問題になつたやつなん
です。そうすると、熊本大学ではこれは
公害だということを言はつて言われた。そ
れで大学の先生からいろいろ資料をもら
つて私は質問いたしました。ところが、
会社側は会社側で、今度は學者を立て
て公害じゃないという論争をされるわけ
なんです。そうすると、私たちは學者で
ないわけなんです。専門家の意見がばつ
と二つに割れてきておるわけなんです。
それで政府において、厚生省はこれは
公害だといふように、まあ半分認めてお
つたんですけれども、通産省は、今度は
通産関係の専門家の話をどうしても正
しいんだと、こつくり見えて、ついに十
五年間たつてしまつたわけなんです。そ
していま世論でこつくりおるわけなん
です。そうしますと、こつくりのやつ
くつても結局は利害関係がなるんじや
なからうか。たとえば牧野さんがおつし
やいましたように、情報産業が価値ある
ものでなからねばならないんだと、当
然これは認められておる、世界でも認め
られてきたんだと、日本がまだ認められ
ておらないんだといふことになつて、
当然これは認められてくると思ふん
ですが、そうすると、やはり企業はほ
うがそれに手を出すのが大きくなり
はしないか。利潤がある、価値が認め
られたといふことになつてくれば、や
つぱり企業自体でシンクタンクを持
ちたい、それに力を注いでいく、私は
こつくりすると思ふんです。

これが逆な場合は——今度の場合は
三十億政府が出資し、寄付金を三十
億と、これでやるということになつて
おりますが、これが大きくなると、こ
れは政府の一つの機関になつてしま
う。これから審議に入るんですが、こ
の役職員の方もおそろく政府のお役
人の方が私は大半を占めるんじやな
いかと心配しておるわけなんです。そ
うすると、これもちゃんと政府側の色
がついておるんじゃないか。それで、
いすれにしてもどこかが自分の利益
になるような色をつけたらと。そう
すると、両先生がおつしやられたよう
なことがなかなかできない。いまア
メリカのお話もしていただきました
けれども、私の手元にあるやつでも、
一番大きいパッテル研究所ですが、こ
こは非常利ではありますけれども、資
金はゼロックス社からほとんど出
ております。そういうふうに結局な
るんじやなからうか。特に日本の財
閥企業というのは、今日、國民を踏
みつけても自分さえもけりやいとい
うような投機でさんざん悩ましてお
るわけなんです。とすると、とにかく、
日本の企業というのはアニマルと言
われるくらいに、金もかまわぬぞとい
うようなことをやられる日本の金
もけ主義でいくならば、私は、逆
に悪用される心配はなからうか、こ
ういふことを考へるんですが、い
かがでしょうか。

○参考人(牧野昇君) いまの御意見、
たいへん重要な御意見だと思ひます。
問題は、悪用されるか

どうかということについては、これはそれを使う人の意思にあるわけでございます。問題は、悪用する善用するということよりもっと基本的には、その意思決定のための必要な情報があるに少なかったんじゃないかということに問題があるんじゃないかと思ひます。

たとえば、これは例を引いていいかどうかあれでございますけれども、実は水俣病の場合でも、あれは昭和三十一年に問題になっていたわけでございますけれども、水俣病のあの水銀をとめる装置はたつた百五十万円の金額でできるのに四十一年についた、こういうことでございます。そのときに——現在、岩波新書に宇井純氏の意見も出ていますが、それは、その当時における化学工業の技術水準の罪だったんだと、みんながわからなかったんだと、こういうことだと思ひます。私は、色がつかない色がつくかというよりは、むしろもつと情報があつたんだと、そのときにおいても、ですから意思決定がおくれたんだというふうに見ているわけでございます。そのときにおいても、もしいまわかつていたようなことがもう十年、十五年前にわかつたら、これは企業であらうと政府であらうとあるいは地方公共団体であらうと、当然そのときに意思決定をしていたと思ひます。しかし、わからなかったことが多かったというところが実は意思決定をおくらしているわけです。

ですから、シンクタンクの役割りというのはわからない問題——これはなぜかという一つの領域ではわからない問題なんです。化学工業の人が疫病のことはわからない。ところが、疫病の人は水銀とか何を出しているか化学物質のことはわからない。これが総合して少しも早く豊富な情報を与えるということがどうしても役割りじゃないかと。しかし、その情報をどういうふうに使つかというところはその人の意思なんです。ですから、豊富な情報を提供すると、それは逆に少し色がついているというところがある人は言うかもしれぬ。しかし、情報の豊富さというものを手元に置いた場合に、その意思決定前においてその人がそ

の色を見破って意思決定をする、これが意思決定なんです。ですから、情報を出すシンクタンクの役割りというのは決して意思決定をするんではないんであって、その人が意思決定をするために必要な、いわゆる総合的な情報をなるべく豊富にお出しするんだと、それを、意思決定者がその幾つかを見て、にらんでこれじゃないかというふうにきめていくんだと。

これはケネディが、実はキューバの例のソビエトのミサイル基地を防ぐときに、これは軍事の問題でございますからこと関係ないけれども、意思決定の一つのメカニズムとして御説明したいんでございますけれども、そのときにどういう意思決定をしているかという、三つの違ったシンクタンクから出た三つのレポートを集約してものを目の前に置きまして、それをもとにして——そしてそれにこだわらないんです、ケネディは。この三つの情報をもとにしてケネディはケネディ自身のその意思決定をそのかわりしているわけなんです。ですから私は、やはり基本的にあるのは、意思決定者というのは、これはあくまでも政治家でありあるいは企業トップであるけれども、しかし、政治家なり企業トップがあまりにも事実を知らないというところを、少なくともそのギャップというものを埋めるといふ役割りにシンクタンクがあるんだと。シンクタンクは決して意思決定はしないんだというふうなわれわれは解釈しているわけでございます。よろしくございませう。

○阿貝根登君　もう一問だけお願いしたいんですが、先ほどの水俣病の問題でも、たとえばこういう問題があるんです。十五年前に私が行ったときに、飼いのネコが狂つておつた。頭をばちんとたたけばばちと走つていく。そして壁がわからず壁にがんと行き当たつて、また回れ右して走つてきてまた次の壁に行き当たる。そうすると私は、これも魚を食つたから水俣病にかかつておるんだということを言うわけなんです。政治的にですね。そうすると、学者の先生方から見れば、これはこのネコをいへん解剖せにやならぬ、ある

いはネコに対して有機水銀をどのくらい与えたらどうなるかというところをずっと一べん研究しなればネコが有機水銀でやられたというところは言えないんだと。そうすると、われわれはしろとだから、なるほどそうすねと、こうなるわけなんです。と、それに数年をかけてそしてネコを試験してみたところが、これはやっぱり水俣病であつた。ところが私たちが現場で見れば、もう試験される前に水俣病のネコを見ているわけですね。これは水俣病でしろと、こう言つたわけなんです。しかし、私みたいにしてろととはそういうことが言えるけれども、専門家はなかなか言えないわけなんです。これは調査しなければ、実験してみなければわからない。その間にどんどん蚕食されてくる。

これが逆に、大学の先生でさえもそうであるとするれば、今度は工場側の学者の方になってみると、なるべく公善じゃないような理論をどんどん展開されていくわけなんです。だから両方の理論が対立してくるわけなんです。そうすると、先ほど申し上げたように両方とも専門の方、専門の方が、一応は自分は会社の利益代表である、とするならば、会社に不利なことは言えないんだ、だから会社に利益のあるようなことをやらせてきた。そうするとこのシンクタンクだつて、先ほど御心配で言われましたように、自分のところが三億も赤字だったのが、去年が二億で、こつしは一億で、ぼちぼち認められて赤字もなくなるだろうと、やつと研究も実を結んできたんだ、そうやってきたときに、国がどかつと金を出して、そしてシンクタンクをつくつて、その上にはあつとかぶせてしまつて動きのとれないようにしてもらうのは心配なんだと、こうおっしゃつておりましたけれども、私もそのとおりだと思ひます。

いまシンクタンクのこの法律案ができて、できたとしても、皆さんの研究所を追い抜くようなことは当分なれないと思ひます。おっしゃいましたように人材ができません。だからそういう点は一休どうすればいいのです。シンクタンク

のこの法案ができて、政府もいよいよ三十億出しましょ、これは予算はもう組んであります。寄付金も三十億もらいましょ、そのほかにいろいろ出資もいただきましょ、できる場合、一体、当初のときの人材はどこから求めたら一番いいの、そしていゆる政府の息のかかつておらない民間のシンクタンクとどう調和とつていったらいいの、その点をお教えいただきたいと思ひます。

○参考人(牧野昇君)　二つに分けてお答えいたします。最初のお話は、いゆるネコが狂つたときにおいて、実はその結論に五年かかると、実際に出したのは十数年かかって判決が出た。ここに問題があるわけでございます。しかし、時間がたつことによつていゆる問題点がはつきりしたということでございます。言いかえしますと、なぜ五年たたなければ出ないかという問題は、それは学者のほうから見ると、やっぱり解剖しないと、見ただけじゃわからないというところは当然だと思ひます。その五年を一年にしていこうということが情報研究機関の水俣、言いかえしますと豊富な情報を早く出すという、こういう一つの研究機構というものがどうしても必要なんだ。それも一つのお医者さんだけではなく、非常に総合的なものを早くアクションをとる。これが国民のために最も幸福なものであつて、五年たつてやつとわかり、十五年たつてアクションがとられたということが実は不幸なものでございます。これが二年なり一年半でできれば、あんな悲惨なことはなかったんだ。それは基本的ないうと五年のものを一年にするという、そういう研究のアクティビティーを高めるというところが必要なんだというところで、こういう一つの研究機関の必要性があるんだ、こう見ています。

もう一ついまの付随してお話するのは、これは一つのフィードバック機構のおそさというところがあつたと思ひます。言いかえしますと、研究機関が非常に進んでデータが出て、それに対し

てフィードバックが出なければ意味がないわけですね。たとえばPCBでも同じようなことが起きているんです。PCBがこれだけになる、年間一万二千トンになる前に、すでに例のカネミ油症事件でその有害性がわかっていたわけですね。その二年前に長崎県でダーク油事件といまして、あのPCBの入ったダーク油という終わりの油を食ったニワトリが数千羽死んでいるんです。そのときにアクションをとればああいう問題は起きなかった。それはむしろ情報の不足ということ、現在のいわゆる縦割りの機構におけるアクションのおそさ、こういうことが問題になるわけですね。したがって、そのアクションをいかに、いわゆる柔軟なフィードバック体制をどうするか、これがむしろシンクタンクそのものの研究アクティビティーの問題ではなくて、日本の持つべき非常な必然的な縦割り組織をもう少し柔軟にしているという問題につながるのじゃないかと思ひます。

さて、第二のほうでございすけれども、人材の問題でございす。私は、この総合研究開発機構ができることによって、われわれシンクタンクはいわゆるマインスマンといふか、それをかぶせられてたがを締められるおそれはないというふうに私は実は申し上げたつもりでございす。ただ問題は、いわゆるコンペティターとしてやるよりは調整作用としての役割りを強く出して、こういうことを言っているわけですね。おっしゃる通りに人材の問題でございす。実は人材がないわけですね。したがって、ないから、いわゆる大規模のシンクタンクをこういう形で人を引く、こぼくというふうな形でやらざるを得ないということに対して、非常に問題があるわけですね。いまある人材というものがいかに総合的にうまく動くかというふうな、そういうような役割りにこれがなっているわけですね。現在ある人材の最適配分ができる。その最適配分をどうやるかと、こういうことにこのシンクタンクが一つの役割りを示していただければ、現在の人材という

ものが、ないはないなりに、いまは分散している、それをむしろ生かすということにこれが役割りを持つてくれれば、いままで七し力になかったやつが、いわゆるお互いの相乗作用で少なくとも九・五まで上げられる、そういうことにこれが役立つという形でやっていただければ私はいへん望むわけですね。これがどこから人材を引く、こぼく、これも引く、そしてまた引き抜いて集めるということには私は非常に不賛成でございまして、野にある、言いかえすと、現在あるその位置づけを調整し、最も適当な組み合わせをはかっているという、そういうまあ引き金みたいな形でこれが役割りを示していただくと私はたいへんいいんじゃないかと、こういうふうに考えております。

○阿具根登君 ありがとうございます。

渡辺先生にお尋ねいたしますが、いまの問題から考えまして、いまは政府がこういうものをつくって人材はおらないんだと、そして既存のシンクタンクから人材を引き抜いてもらおうのは困ります、こういうことになってまいりました、逆に言えば、いまあるシンクタンクに政府がもっと出資をしてやって、そこに人々と力をつけさせてやうなところ、先ほどのアメリカの問題でもそうなんです、まあパッセル研究所が一番大きいんですが、ゼロックス社から資金が出ておる。ところが、スタンフォード研究所は大体大学でやられておったんですが、ここの初めから大学とはもう分離すると、こういうことが書かれております。

そうすると、結局はやっぱり資金面その他資金面の豊かなほうに行くのじゃないか。そのほうが研究も豊富にできる。何も自分が金もつけをするとか利益を得るとかじゃなくて、自分に研究のためにそれだけの資金を出してくるところがいよいよないかということになってくる。そうすると、結局はその大学の一つの研究機関であつたものでさえも大学から別れて、そしてどこ

かの資金をいただくようになってくる、こういうふうになるんじゃないかと思ひます。このうのができれば、大学の先生方に一番これはごやつかいになるし、お知恵も借りなければいけません、やっていかねば私ではできないんだと、こう思っておるわけですが、こういう点はどうでしょうか。これは非営利ですからおそろく営利目的でやっておらない、いまの二つの大きなシンクタンクは、非営利でやっておるにもかかわらず、この財源の出どころが財閥であるということに対して少し矛盾を感じるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(渡辺茂君) 確かにそのとおりでございまして、すでによく御存じのアメリカのシンクタンクの発達も、やはり初めは地域産業育成というふうなところから発達してきたようございまして、財閥が、金持ちが寄付したというふうなところ、もう出発点においては必ずしもいい出発点ではなかつたように思ひます。それからさらに、アメリカの目的というふうなこともあつて、軍事目的とかそういうことにシンクタンクは大いに寄与した一時代があつたと思ひます。しかしながら、まあアポロ以降ということで、月よりも地上を見ろというふうなことで、アメリカもだいぶ考え直して、地上の福祉政策に対してシンクタンクが最近非常に力を入れて寄与しつつあるというの、よく御存じのうちに現状でございす。

そういう機会にわが国のシンクタンクを見渡しますと、これまでは株式会社組織とか財団法人とかいろいろな形態がございすけれども、いずれにしても、その仕事をしている御主人がいらつしやるわけですね、まあ財団法人でも所轄官庁がございすから、まあそういうふうな日本のシンクタンクの現状と、それからアメリカの成り立ちとはまあ違ふと言へば非常に違ひますけれども、ある意味で、色がついているという意味では非常に似ていると思ひます。

そこにおいて今後どういうふうにするかというところ、元来、シンクタンクは国民全体のもの

であるべきであつて、しかもそれを無色透明なものに再編成といふか、再組織しなければならぬというふうな目的を考えてみますと、各シンクタンクにただ国家から金をやるということよりも、ある意味においては、先ほど申し述べましたシンクポイントを集めて、全体として無色透明にするというふうな行き方のほうがよろしいのではないかと、いふような気がいたしまして、それでまあこの法案を支持させていただきますというふうな気がいたすような次第でございす。ほんとうにこの無色透明だということになりますと、腰の重い大学人もいろいろお手伝いするといふような気がまただんだん出てくる方もおられます、それだけの専門としては非常にりっぱであるけれども、より重要な社会の一つの仕事に寄与するといふことがなかつた大学のまあ縦社会の学者ども、私もその一人でございすけれども、もう大にお手伝いしていただきたいというふうな気にならんではないか。そういうふうな意味において、ある意味においては人材の確保ということが行なわれるんじゃないかというふうに考えております。

○阿具根登君 これではやめです。

このシンクタンクは、これもあとで政府に質問するんですが、大体自民党側からは、政府出資百億、それから民間出資百億、二百億、その他寄付金その他で大体三百億ぐらいの計画はあつたんです。それがどういふ経過で六十億ぐらいになつたかわかりませんが、これだけの大きな計画だつたら、一つの大学みたいなのが、完全なやつができるんじゃないかと、それなら非常にこれはまた一つの見方だと思ひます。これは中途はんばになつてしまつと、もうちよつと――まあこれはこれ一ぺんぎりじゃないんでしょから、まだ大きくはなつていふけれども、何か中途はんばで、家はつくつたけれども住む人は非常に少ない。民間のほうとかその他大学でもどんどん進んでいけるけれども、家だけはりっぱな家に行つたけれども、ちつとも仕事はならぬじゃないかとい

りような、逆にいまできておるシンクタンクから見れば、何だ、政府は金を三十億も出してあそこは何をしてるんだ、一切おれのところのやつをみんな習いにくるだけじゃないか、こういうお粗末なものになりやせぬかと、こう思うわけなんです、いかがでしょう。自民党から、百億の百億、二百億と、寄付金その他で大体三百億ぐらいの案が出ておつたと私は見ておりますが。

○参考人(渡辺茂君) 大学におりますと金にうとくよくわからないんですけれども、確かに多ければ多いほどいいという気はいたしますが、そういういたくなくとも申しておられないという気がいたします。まあここに基金三十億とか五十億とかというふことがございまして、現在政府から年々出されていられるシンクタンク予算を上回るものであろうというふうに拝察しているような次第でございすけれども、そういうことであれば一歩前進ではなからうかということ、ぜひお願いしたいというふうに考えているような次第でございすけれども。

○藤田進君 両先生にお伺いしてみたいのですが、内容がまだ詳しく私ども政府の考えを伺っておりませんので、参考人のお二人から特にお伺いしたい点を指摘してみたいと思います。

この種研究機関というものは、今日かなり数はあるように思ふんです、中央、地方を通じ、あるいは公的、あるいはまた大学その他におけるもの。ところがわが国の場合、いまも触れられておりました、いわゆる知能、頭脳の輸出といえます、結局役に立つ者は諸外国へのある程度のこと、これもありましようし、それからかなり労働条件もいいといったようなことで、一たび参りますと帰ってこないです。私のところにも十年籍は置きながらどうしても帰ってこないというようなことが現状ですね。きのう解禁になっていすが、今年の入社試験なんか見ましても、外国に行けるなというのとはかなり魅力で応募者もふえていける。それやこれやで、したがって、ロイアルティを相当払っているという逆輸入という現象

が出ています。それから、国内研究機関を私もかなり調べておりますが、どうもほんとうの成果があがっていない面がかなりあります、人的な面からですね。名前はいきませんが、ある機関なんかは学位をとればもう出ちゃうですね。学位をとるためにそこへ入っちゃう。そしてまあ大学へ行ったり、これは役所のものもあります。私がめんどろをみた者も私に内緒でうはかへ出たりね。

それから、鈴木さんが文部大臣のときに問題になった、これは人的な面、一つは資金的な問題ですけれども、どうも研究室、実験室に閉じこもってこつこつやるというの、やはり学者もいまだききうです。ですからどうしても外に出ようとするし、外界との連絡を持つようになつてきましてね。たとえは大学の場合に、どの大学ともし上げませんが、あるいはアメリカの生物化学の委託研究、あるいは若戸大橋の委託研究、それぞ膨大な委託研究費をもらいますが、これはその研究者のトップ、キャップが受け入れて、そして弟子たちに適当に分けて研究が進められていくというところで、当時、やはり国立の大学の場合には国の予算に入れて、必要なものは支出すべきだということとでございしましたが、それはどうも改善されておるとは思いません。ある意味では、極端な例では脱税機関に研究所がなつてい。研究所の領収書でいや旅費だ、あるいは消耗品だ、機材だという形で支出したことになつてい、かなりこういう面が多い。したがって、本研究機関ができたとしても、第一は人的な面、特に、いまのような外国へあるいは国内へ分散する一つの人材養成のみにとどまる可能性、しかし、これが極端にまいますと、人材の養成自身が危うくなるでしよう。それから第二は、先ほど触れたそいつたいいわゆる個人研究のパートになつてしまふ。これをどうして防いでいけるかという危惧を私は持つておりますが、いかがなものでしょう。

○参考人(牧野昇君) いま貴重な御意見がございしましたのですけれども、二、三お答えいたしたいと思ひます。

シンクタンクというのは、私も東京大学に十数年間実は籍がございす、講義をしていたことがございすので、両方の違いをよく知つているつもりでございすけれども、大学のほうは、どちらかという一つのまだ知識の少ない人を上げていく、いわゆる育成ですね。ところが、シンクタンクの場合には活用、そのできたものを活用していくと、こういうような形とつたらよろしいのじゃないかと思ひます。

それで、人材が動くという点でございすけれども、私は人材が動いたほうがいいという意見なんでございす。言いかえますと、日本からアメリカに行つていられる方が確かにございす。私の仲間もいますけれども、しかし、イギリスからアメリカに行つていられる方たちには比べると十分の一しかないんだと、だから彼らがほとんど他流試合していつて向こうでがんばつていただいてもけっこうです、あるいはそのうちの何人かはたいがい帰つてまいりますけれども、そういう形でこそ初めて私はなるんじゃないか。国内の中でも、日本の社会というのは縦割りでございすから横に動かないわけですね。実はもう少しモビリティを上げないと、いわゆるこういう総合的な研究の一つのメカニズムというのはいまよく作動しないんだと、これはランドとかパッテルがはつきり、シンクタンクにいる人間というのはいくら条件だということを言つているわけですね。

それはどういふ条件かといふと、まずドクターをとつたぐらいの研究で一つの仕事をした人間であること、二番目に、官庁ないしそれに相当するところに数年間いて、いわゆる官庁、公共団体のメカニズムに長い間、数年間いてもらふこと、三番目に、民間企業にやはり数年間いてもらふこと、という経験、この三つの条件を一つのいわゆるシンクタンクのリーダーの条件としてあげているわけですね。そういう意味では、私はやはり横に動くということが非常に必要なんじゃないかと、こういうふうに思つているわけにございす。

二番目でございすけれども、いわゆる一つのシンクタンクにいてドクターをとる、そしてそのドクターというもので終つたらよそへ行くんじゃないかろうかという形でございすけれども、シンクタンクとそれから大学でのドクターとの違いというのは、シンクタンクというのは、一年とか半年とかいうような一つの期限のついた、いわゆるその情報をつくり出すということが最大の命令でございまして、一つの仕事を数年間、ドクターをとるために数年間必要ですから、自分の好きな形でやれるというところはできないわけにございす。これはつまり、シンクタンクというものは一つの年々えられた情報にみんなが集まつてやる。おれ一人がやるというふうなパターンじゃない。音楽でいうと交響楽団タイプでございまして、いわゆるピアノの独奏を自分でひくというタイプでございせんから、みんなの仕事になるといふのがシンクタンクでございす。そういう形では私、もちろん例外はございすけれども、シンクタンクの中で自分でドクターをとるだけの仕事をして、そして終わつたら行くという形はあまり見られない形ではなからうかと、こういうふうに考えていられるわけにございす。

○参考人(渡辺茂君) 確かにおっしゃるような点は全然もう心配ないかといふと、あるんじゃないかという気はいたしますけれども、今後の努力によつていろいろそれはいいほうに変えられるんじゃないかと思ふような次第でございす。実はさう申しますのも、いま牧野さんがおっしゃつたことと大体似たようなことになるかもしれせんが、学位というものの性格が、これはもう一つの専門分野の中に閉じこもつて、そして社会と隔絶して、とにかくその学問的な知的なレベルをひつ向上すればいいんだといふことだけで学位というものはそれだけに満足しないではかに職を求めるということになりまして、それでアメリカとか外国とかといふふうにいよいよ頭脳流出、ブレインドレインといふことが起こるんではないかと思ひ

ますけれども、まあ別に言つて、いい朗報というよりなこともございまして、日本でこういうシンクタンクが非常にでき始めましたので、アメリカに行つた日本人がまた日本へ帰つてきていて、いろいろな現象もあるんじゃないか。そういうことを二、三存じておきますが、たしか三菱総研の方にも、アメリカに七、八年いて、今回日本に帰つてきて三菱総研に就職して、わが国のシンクタンク発展のために大いに寄与しようとして現在がんばつておられる方を、名前はあげませんが現によく存じておきます。そういうような意味において、わが国にシンクタンクができたということ、おっしゃるような欠点は十分考えなければならぬと思ひますけれども、プラスの面も出てきているんじゃないかというふうに存するよう次第でございます。

それから、そういうシンクタンクを個人研究の場にするのじゃないかということ、まさにそういう話を私も全然聞いていないことではないのでございまして、それはむしろシンクタンクといふよりも、大学とか研究所の外部団体というより、少く正体ははつきりしない外部団体がありまして、その外部団体にいろいろな資金を導入することによつて学者が潤うという話を、間々私も仄聞しているような次第でございます。これも学問といふもの、いまの学位の問題と同じでございます。知的な要求といふものと社会的なニーズといふものが一致していないところ、起る矛盾ではないかというふうに私はかねがね考へていて、ような次第でございまして、むしろ現在のような意味におけるシンクタンク、つまり、国民全体のために奉仕するシンクタンクといふものがございまして、そういう目的意識のもとに仕事を評価されますから、その個人プレーとかそういう陰湿なことというものは影をひそめるのじゃないかというふうに私は期待しておるような次第でございます。

○藤田進君 牧野さんの場合、比較的陽性といひますか、ソフトウェアという非常な大きなウェイトに持てば、それは私もそう心配いたしません

が、この目的等から見ますと、必ずしもそうではない。渡辺先生の言われたように、ハード部分も相当期待されておるわけですね。そこで、これから運営ということが大切でしょうけれども、私どもの経験では、研究マンというものはやはりここにあるような、会長があつたり理事長があつたりして専従が三人ですか、理事がですね。それから非専従二名以内、そういうふうなものの統制というものはおおよそきかないというか、やはり学問、研究の自由という思想が非常に強いのです。したがつて、ここにあるような情報の提供や収集とか、そういうもの程度でしたらあれですけれども、社会科学、自然科学全般にわたつての研究成果を国民に与えていこうとするならば、今後の運営という面から見て、設備はしたもののどれほどの成果があるだろうかということはかなり心配しております。

それは三菱とかいわゆる財閥系の資本、今日、非常に独占段階にも到達しているぐらいなわが国の企業でございまして、アメリカから帰つてきて、すぐに復職するかも知れませんけれども、大体医学なりすべての社会科学等を見まして非常に異動が激しいです。大学自体が、もう助手でいけば講師でとるし、講師でいけばもうすぐ助教授でとる。国立大学でもいまなかなかスカウトしていけませんね。すぐ助教授は教授でとるからというよりな形で……。その逆もありますよ、むしろ。そういういわば即物的な、いま学者といへども研究労働者であるという観念が強いのです、したがつて、かなりの条件がこのシンクタンクに、研究並びにいわれる労働条件すべてがですね、よほどのものが与えられない限り、やはり単なるソフトウェアに終わつてしまふのじゃないか。これをどうするかというところについて政府はどう考へているか、まだ聞いておりませんけれども、それらしきりっぱな先生方が主任としてその部門々々で専従してくださるような状態になるのだからどうかどうだろうかという心配がございします。何か具体的に、いや、これはこうなんだということ

があればお教えをいただきたいですね。

○参事(牧野君) たいへん鋭い御指摘でございます。おっしゃるとおり、いろいろな点から私も懸念している点でございます。二つばかりお答えを申し上げたいと思ひます。

一つは、ハードな部門をかなり大きくこれにウェイトを置くかということについては、やや問題があるんじゃないかと私は思つておるわけでございます。私は、実はついでこの間、政府の研究機関、ハードな研究機関ですね、電気もございまして、機械もございまして、材料もございまして、それの方々の研究所長さんだけが集まつた会合に出て、私、ちよつと一つのプロジェクトの司会を皆さんからさしていただいて、約一日実はおつき合ひしたわけでございます。私、そのとき驚いたのは、政府が持つておるハードな研究機関といふものがいかに多いかということですね。それにもう一つどんな形かは別としてハードなものをまたつけ加えるということ、実は資金の効率的な運営からいってややむだがあるんじゃないかと。あらゆるものが現在、もはや政府の研究機関としてあるんだ。したがつて、この場合にはどちらかというと電気と機械、あるいは資源と経済といふところのものを橋渡しするようメカニズム、あるいは一つの総合的な機関というふうなそういう研究活動の機関と、第一条に書いてございしますように「総合的な研究開発」と、この第一番目にくらべてあります「実施及び助成」、こういうことが基本的にあつたほうがよろしいんじゃないかと、こゝろいふに思つておるわけでございます。そういう意味で、実はこの持つておるハードサイエンス的な方向づけというよりな形ではない運営というものが、もちろんハードもある程度あるかも知れませんが、メインの運営になるんじゃないかと、こゝろいふ感じがするわけでございます。

それから人材の点でございしますけれども、おっしゃる通りに、即物的というおことばをいただきましたが、いわゆる待遇によってかなり動いてい

く。これはもう人間ですから、労働者ですから同じだと思ひます。そういう意味では、やはりこういう貴重な人材であるだけに相当待遇面で——これは私も自分が研究者だから言うわけじゃない、ませんけれども、どちらかというと、研究する人といふのは待遇面でやや低いんじゃないかということでございます。これは国によつて、たとえばソビエトみたいなところは、私もこの間行つてまいったんですけども、圧倒的に研究者といふのは高いんですね。パレリーナと研究者が高いんでございまして、工場長なんというのは非常に低い。ああいうような国もございまして、日本ではどちらかというと、工場長はたいがい大金をもらつて研究者は貧困だと、こゝろいふ形でございます。その意味では、やはり研究者といふものがこの総合研究開発機構を含めてもう少し報われてもいいんじゃないかということ、私も常日ごろ考へておる次第でございまして、そういう点で諸先生方のまたひとつブッシュをお願いできたら、こゝろ思つたわけでございます。

以上でございます。

○参事(渡辺君) 先ほどハードのことでも申し上げましたが、いま牧野さんがおっしゃいましたと同じで、ハードとソフトの接点もこの機構の中で十分考へたいだいたいという意味を申し上げましたので、基金三十億円というよりなスケールから考へまして、ハードがここに入り込むのは少し無理ではないかというふうに私も考へております。ただ、ソフトだけでソフト倒れになつてしまふのはもつたないといふような気がいたしましたので、ハードとソフトの接点も、つまり、ソフトからハードへ受け渡すというよりな仕事もここでおやりいただければというよりな趣旨で申し上げたような次第でございます。

それからもう一つ、人材の件でございしますけれども、確かにおっしゃるとおりでございますが、これは御存じのことと思ひますけれども、アメリカにおいてNASAが一六〇年の前後に発足するにあつて、急に前人未踏の人工衛星という

ような事業を始めるにあたって、組織化する上で一番困った点が、やはり人材がないということであつたと聞いております。特に、その研究を全部統合して非常に公正に運営していくような人材がないということにまず最初に気づきまして、それで、そのために人材養成計画、人材養成のプログラムというものを作りまして、GREMEXと

いうので、ゴダード・リサーチ・エンジニアリング・マネージメント・エグザサイズズの頭文字を取ってGREMEXという人材養成プログラムをつくつて、そのプログラムのもとに早速にそういう人をつくつていったということでございます。この機構においても、研修とか人材養成について意欲的な法案であると存じますので、たとえばそういうような養成計画をおつくりになるのも一つの考え方ではないかというふうに思つております。

○山崎昭範君 それでは、参考人に二、三質問いたします。

この法案はきょうから審議が始まるわけでございますが、政府のほうに直接質問をまだいたしてありませんので明らかにしたい点がございます。人ありまされども、衆議院のほうでいふ議論をいたしてございまして、大体問題はもうすでに出しておりますように、やっぱり人の問題、それから中立性の問題、それから資金の問題等が大体中心だろうと思つております。

そこで私は、初めに牧野参考人にお伺いしたいんですが、この今回の法律の中でも、特に第一条で「自主的な立場」ということがうたわれておりますし、それから第二十五条でも「国は、機構の事業に關しその自立性を尊重するとともに、」といふふうなことがうたわれております。先ほど話がございましたように、独立性、自主性、これは非常に重要な問題なわけですね。そこで、実際問題として、日本の代表的なシンクタンクを経営している牧野さんが、実際に自分のところでやるにあつて、この独立性とか自主性とか、ある

いは中立性というような問題に対してどういうぐあいに悩み、あるいはどういうような考え方での問題に取り組んでいらつしやるかということがまず第一点です。

それから第二点の問題として、研究員の問題があるわけですが、人がいないという話がないふんい出来てまいりましたけれども、今回できるこの総合研究開発機構としては、先ほどちよつと総合調整機関としての機能を果たして、また、この話でございます。というところは、要するに、現在のシンクタンクに対する応援で、ね、そちらのほうへ力を注いでもらいたい。そうではないと、やっぱりいあるシンクタンク自体がいろいろな恐慌をこうむるというふうなことになるのではないか、そこらの問題については、非常には重要な問題でありますし、それだけでは済まないというところも出てくると思つております。その点が第二点目です。

第三番目として、これは関連があるんですが、研究所のいわゆる実態として、この総合調整機能というののも大事でありますけれども、今回の総合研究開発機構自体も、要するに、このシンクタンクの研究員を常時確保しておいたほうがいか、あるいはプロジェクトを組むにあつて人材を集めたほうがいかという問題があるわけですね。これは私たちがこれから議論しなくちゃいけない問題ですけれども、そのプロジェクトの問題ごとに人を集めて、そして研究開発をやつていくという考え方もあるわけですね。しかし、実際問題、こういふふうな法案ができてこれから運用していく場合に、非常に重要な問題だと思ひますし、この点についてはどういふぐあいに考えか、これは三番目としてお伺いしたいと思ひます。

それから四番目に、実際問題、シンクタンクを運営していらつしやうて、たとえばテーマの決定——小さい、こまかい問題を申し上げて申しわけないですが——実際、牧野さんのところの研究所でテーマを決定する場合にはその問題にはなら

ないと私は思つてゐる。ところが、実際問題、今回の法律でできたこの研究開発機構がテーマを決定するというところは、非常に重要な問題になってくるわけですね。その場合に、実際問題として皆さんは、これはどういふぐあいに運用していらつしやるか、そのテーマを決定する際にいろいろ問題は起きてこないか、そういうふうな点について、まず初めに牧野参考人にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(牧野君) 四つの点でございますので、順次お答えしたいと思います。

第一の、私自身の研究所における自主性の問題でございます。実は、三菱という名前がついておられますので、何か三菱という一つのかさの中で自主性が失われているのではなからうかという御懸念もあると思ひます。これは創立のときに、実は三菱グループのための仕事とともに広く社会的に貢献する、こういうことがあつたわけでございます。最初にはパツテルの基金でできたという、そのスタートは外国のシンクタンクに似ておりますけれども、運営においては自主的な運営をしていくというふうな考えでございまして、したがつて、仕事の内容もコンピュータの計算を除きますと、いわゆるシンクタンク的な研究開発でございます。政府の仕事が二割、三菱系が四割で、三菱系以外がや多くてやはり四割、こういう形でございまして、三菱に密着した形では運営してない。

またそこにいる人間も、たとえば三菱だから保守的だということもないわけでございます。私なんか実はどちらかというと、投票のときには決して保守的なところに出さうといたしてないといふこともございまして、これはあくまでも、その人間というものはそれぞれ自主的な形でレポートを出す、またそれがいいと実は情報価値が相手にとつて認められないといふことがあるわけでございます。まして、われわれよくいう点を、おたくの意思とは違ひますよといふことを言つておられますし、また、たまたまそういうためにわれわれと

はずいぶん違つた結果だと、しかし、これは非常にそういう意味でありたいんだといふことはもたいておられます。そういう自主性という点では私たちが私たちに自主性というものを保持している、こう思つております。まあ当然こういう機構になりますと、そういう点では自主的な、インディペンデントな性格というのはいくらも発揮できるんじゃないか、こういうふうな点でございまして、二番目でございますけれども、人材でございます。人材というものは、私の意見ではこれは現在人材が数としては限られております。したがつて、十年先にはかなり人材がふえた状態は別といたしまして、現在この少ない人材を一つところに、たとえば研究開発機構が人材を確保するという形でこれを入れますと必ず問題が起きます。少ないのをただ移すだけでは、そういう意味では私は、この組織というものは現在ある人間をうまく利用して研究成果を活用し、最適化していくというふうな、そういう動きというもので始められたほうがよろしいんじゃないか、それは私は決して自分の、あるいは自分の研究じゃなくて国家的な立場で言う、資源の最も最適な使い方がそういう形でありまして、こういうことを言つてゐるわけでございます。

それから研究員の確保、そしてその体制、仕事の進め方でございます。これはお話しございましたように、このところがある程度の研究者というのは必要だ、ただ、研究者というもののいろいろなタイプがあるわけでございます。先ほど渡辺さんも話したように、個々の研究を統括する、いわゆる広い意味でのゼネラルな立場の人というものは非常に少ないわけでございます。それが全部を統括するのには非常に苦勞してゐる、これが現在の日本における一番大きな問題だと私は思つてゐます。おそらくこの研究開発総合機構における研究者というのはそういう統括的な橋をかける、そういう見識を持った、あるいは知識内容を持った、そういう研究者がある程度ここにいてほしいことは当然

必要だと思えます。そういう意味では研究員というものがこの中にある程度確保されるということについては私は賛成でございますけれども、そのの人たちというのはそういうタイプでございまして、あるところに非常に詳しいというタイプではむしろ逆の成果というものが出てくる可能性がある、こういうふうに思っておるわけでございします。したがって、お話ございましたように、いわゆる人間を一つ置きまして、そしていろんなところから応援をいただいて、そしてプロジェクトチームでやって終わったら完済ですよ、こういうふうなやり方は当然とられてしかるべきじゃないかというふうに考えているわけでございします。そういう点では先生の御意見と全く同じでございます。

さて、最後にテーマの決定でございます。テーマの決定は、これはシンクタンクの条件として、特にこのシンクタンクはポリシーオリエンテッドであるべきだと私は考えております。言いかえますと、いわゆる民間に比べて非常に狭義であるけれども非常に大きい、しかも国の政策に何らかの関係を持つような非常に大きな政策の一つの決定に役立つような情報をわれわれが分析、解析していく、こういうふうに機構の人たちは考えてい

る、おそらくそういうふうな役割だということふうに考えているんじゃないかなと思うわけでございます。そういう意味では、研究テーマの決定といふのは私は議会から出てもいいし、政府から出てもいいし、いろんな形である、しかし、それが国家大局の政策に役に立つようなテーマという形で、その種というものは実はいろんな方面から出てくる、それをこの理事会なり運営委員会が選んでいく、こんなような形がよろしいんじゃないかなうか、こういうふうに思っているわけでございます。

以上であります。

○**峯山昭範君** それでは渡辺参考人にちよつとお伺いたします。多少ダブる点もございますけれども新たに申し上げたいと思います。

まず第一点は、先生が先ほど七項目をおっしゃいました五番目に、無色中立という話がございます。これは非常に私は重要な問題だと思います。先生のおっしゃった、思想的あるいは官公庁的、これも非常に重要な問題だと思のです。実際問題、今回のこの研究開発機構の法律をよく読んでみますと、そういう点、ちょっと先生がおっしゃる無色中立という意味とは多少やっぱりひっかかるところがあるところが出てくるのではないかと。法律の中でもうまいいろいろな出てまいります。総理大臣の認可を受けなくちゃいけないとか、たとえば協議の事項、三十九条なんかでは相当ひっかかりが出てまいります。それから三十九条の二項では、関係行政機関の長に協議しなければならぬとい

ということ、これはたとえば先ほどのテーマの問題とひっかかるわけですが、これは衆議院における議論の中でも、要するにテーマ等を決定する場合に、各省庁の役人が出てきて協議をするというふうなことになるわけですね。そうなるにつれて、やっぱり各省庁の利害にかかわりが出てきて、いろいろの問題が出てくるのではないかということを非常に心配をするわけです。まずその点が第一点です。

それからもう一点は、先ほどありました同じく中立あるいは独立性の問題と資金との関係ですね、これをどうお考えか、この点もお願いしたいと思います。

それから三番目に、先ほど中立の問題とからんでテーマの問題を申し上げましたが、テーマの決定ということは、たとえば牧野さんのところでは、われわれから見ればやっぱり色がついているように見えるわけですよ。この点については牧野さんにもお伺いしたいのですけれども、要するに、自分のところでは独立してちゃんと独自でそ

れこそ中立でやらないといけないことは、これは当然わかるわけですけれども、われわれから見ればやっぱり色がついているというところは見えるわけです。それに対する克服という

ことはどういうようにやっていたらっしゃるかという意味で、あとでその点もお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの研究員の問題の中で、渡辺先生にお伺いしたいのですが、特に最近ではプロジェクトチームを組む場合に、研究者がいろいろな意味で集まってくるけれども、プロジェクトチームのリーダーですね、そのリーダーがなかなか集まらないという話もあるわけですけれども、こういう点については現状は一体どうなっているのか、ここの辺のところもちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、先生が先ほどおっしゃった中で、私は特にシンクタンクのイメージの中で、七つの中の第一、第二、先生おっしゃったですね。これは非常に国民全体にかかわるべきもの、これは非常に重要な問題だと思いますし、その次にありました緊急であり、かつ実際的であるもの、あるいはは具体的なもの。われわれのイメージの中にシンクタンクといいますと、非常にわれわれの考え方がおかしいのかもわかりませんが、こういうようなイメージはなかったわけですか。どうも未来指向のものとか、われわれの生活とかけ離れたたいぶん先のことやことを究究するようなという考え方があったわけ

けです。しかしながら、先生ののおっしゃった第一、第二のことを聞いて、われわれこういう点から言いますと、確かにこういう点は現在の社会情勢から考えても、非常に重要な問題であらうと思うのです。そういう点も考え合わせて、特に第一、第二の点についてももう少し具体的に教えていただければと思います。

○参考人(渡辺茂君) 一つずつお答えいたしますが、まず無色中立ということは、これはシンクタンク、特にこの機構の基本的条件であらうと私は思っているわけでございますけれども、じゃ、そういうものをつくるときにどうすればいいかということを具体的に考えていくということになりますと、やはりなかなかむずかしいことであらうと、いうことを思ひまして、私、工学部の方でござい

いますから、法律とかそういうことにはうといの
でございませうけれども、やっぱりできるだけ無色
透明であるように努力されているかどうかという

ことが最も大初なことではないかと思ひます。で、元来、無色というものはないんで、いろんな色があつて、それを合わせることによつて無色にするというのが具体的、實際的な方法ではなからうかということを考えてみますと、やはり一省だけの意思決定で一つのことが行なわれるというのは、確かに無色透明ではございませんけれども、各省庁が集まつてそこで合議の上、まあここにはいろんな意味、悪い意味のワク、なわ張りとい

いうようなことがありましようけれども、そこでしほり出された一つの方針というのは、やはりこういう立場においては無色透明に近いものであると考えてよろしいのではなからうかというふうに考へる次第でございます。

それから次に、資金でございますけれども、国から三十億、それから民間からも集めるというふうに承っておりますけれども、これもそれぞれに對しては無色というものは決してあり得ない。だけれども、適正な合体による資金の集め方をしていただくならば、一度集めて、そしてそれはあと資金に比例したような研究のしかたをするんでは

なくて、国民全体のために奉仕するための研究基金であるというふうに考えていたくだらば、これも現実問題としては無色透明に近いものになるのではなからうか。ほかに方法はないのでそうせざるを得ないのではなからうかというふうに考えております。

次に、テーマの選定でございますけれども、そ

のテーマを決定する場合に、確かにいろいろむずかしい問題がございまして、他の機関から与えられた研究テーマと、それから自分自身で自主的に考え出した研究テーマと両方あると思うのでございますが、他から与えられた研究テーマでも、自分がやりたくないのに押えつけられてやるというのは決して自主的なものではない。やりたくないもの、あるいは非常に意に介さないものは、これ

はき然としてリジエクトすべきであらうというふうに考えますけれども、かねがね自分の研究分野であって、その与えられたテーマの一端をやるに役に立つかわからないというときには、自主性をそこなわないでそのテーマに参加できるのではないかとというふうに考えております。

それからもう一つは、自主的なテーマは、これはほかの方に、ほかへいつて研究費を出してくれと言つてもなかなか出してもらえない場合が多いので、研究費が非常に少ないかもしれないけれども、各シンクタンクの中で乏しい金を用いて研究して、ある程度育てばという機構のところへ持ち込んで、ぜひ採用していただくというふうにやつていけばよろしいのではないかとというふうに考えるような次第でございます。

それから次に、研究員でございますけれども、先ほど牧野さんもおっしゃったように、プロジェクトを組んで、いわゆるタスクフォース的に、その仕事ができたら解散するというようなやり方が非常にこの研究のためにはいいと思ひますけれども、一方において、日本の国の風土といひますか、年功序列の非常に抜きたい社会慣習といひますけれども、それとどうマッチさせるかといふことが非常に大きな問題であらうかと思ひますけれども、研究といふことを主体に考えてみると、やはりプロジェクト制といふことを採用せざるを得ないので、そういうことをいかに他の勤務状態と矛盾しないように進めていくべきかといふことは、今後十分考えられなければならぬと見守つていたいただきたいというふうに考えております。で、そういうふうにあたたく見守つていただくといふことによつて有能な人が育ち、まありつばなりタームも出ていくんだらうと思ひます。

じゃ、現在そういうリタームはほとんどないかといひますと、これは全然ないことではないのじゃないかといふふうに考えております。現に、小規模といふと多くのシンクタンクもございまして、それぞれの長たる者は、乏しいながらその予

算をひつさげまして御活躍になつていらつしやいますし、それぞれその道では評価されていらつしやる方も多うございしますので、そういう方をうまく御活用なさいますと、いいあり方が出てくるのではないかとというふうに考えております。

それから最後の、シンクタンクの元来の仕事は、私は先ほど申し上げましたように、国民全体にかかわる仕事であること、それから緊急かつ実質的な問題をやるべきであるというふうに考えておりました。これは私がこれまでやってきたのは、三年ばかり前に資源循環の問題をある省から委託を受けてやりましたが、それは廃棄物とかという問題にもつながつてまいりまして、そういう問題をこそやるべきであらうというふうに考えておりました。それから昨年は、この政策科学研究所のほうで老人問題を取り上げまして、いろいろ勉強させていただいてレポートを出しましたけれども、一年前われわれがそれを取り上げようとしたときには、現在ほど老人問題は強く叫ばれておりませんで、研究所のほうでも、いろいろ政策研究所でそういうことをやる必要はないのじゃないかという声もあつたのですけれども、強く要望しましたので、まあ自画自賛でございますけれども、いま喜ばれている研究の一つではないかといふふうに考えているような次第でございます。

まあそういうことをはじめとしまして、最近ではわが国のエネルギー問題、資源問題、あるいは物価の問題というように緊急な問題が出てまいりておりますけれども、これはやはりシンクタンクにおいてその方向を少しでも、一刻でも早く出していくといふことが緊急なものであらうと。まあエネルギー問題にいたしましても食糧問題にしましても、多くの指摘はされておりますけれども、さ

てそれをどう解決すればいいかという提案が新聞その他でもわりと少ないのではないかと、まあ口幅つたいようございすけれども、思つていふような次第でございます。そういうものを具体的に案として出すということが今日ほど望まれるこ

とはございせん、そういうことをシンクタンクの一つの仕事ではなからうかといふふうに考へていふような次第でございます。

○参考人(牧野昇君) それじゃ一言だけ。

私のほうに御質問がございましたのは、色がついていふかといふことでございます。それについてどういふ克服の努力をしていふかといふことでございます。色といふのが実は非常に微妙な日本語でございます。非常に特色のある一つの進め方をしているという点では、確かにいろいろな意味で特色がないとすまいわけでございますけれども、おそらく色といふのは、意識的な思想的な立場あるいは利益の立場から事実を無理に曲げていくといふふうな、そういう傾向があるかどうかといふふうにとつてよろしいのではないだらうかと思ひます。そういう点では、基本的にいふとやはりそれをマネージする人間の中正さといふことになつてしまふ。組織でありますから、結局それをマネージする人間の一つの本質的なものが一番問題になるわけでございます。

しかし、具体的にいいますと、どういふ形をとるかといふと、まずはつきりしていることは、結局出されたデータに対して、あるいは出された案に対して事実が回答してくれるわけですね。一つの予測をする、しかしそれに違つていたとすると、わざとこれがこうでございすと言つても、事実がこれを違ふといふふうに答えてくれるわけでありす。そういう意味では、意識的に歪曲するといふことは実際にできない。できたといふれば、これはうちの評価といふものが下がつてきて、うちの存立そのものがあふなくなる。ですから、事実があくまでもこれは証明してくれるんだといふふうには私たちはいつも部下に言つていふつもりでございます。

それから二番目に、シンクタンクの一つのいわゆる回答の出方といふのは、いつもオールターナティブですね。一つの案ではなくて、この案だところなりすけれども、この案ではこうなりま

論であるところのシステムズアナリシスといふのは必ずオールターナティブの比較になるわけでございます。そういう意味で、ただ一つのこれでございますといふ案ではなくて、メリット、デメリット、あるいは他の案といふものをいつもお出しするようになつていふ、具体的に言つてこんなやうな動きをしていふわけでございます。

○山田昭範君 最後に一つだけお伺ひして終わります。

両参考人にお伺ひしたいんですけれども、これは私のあれかもしれませんが、要するに、この開発機構が発足をいたしましたして実際に機能を開始したときの話でございますけれども、この第一の目的の中に、「総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供」とあるわけですね。特にこの中の提供といふことで私はちょっとお伺ひしておきたいのでありますが、先ほどから質問の中でずつと出てまいりましたように、プロジェクトチームを編成する、そうしますと、たとえばたとえはの話ですが、これは牧野さんのところの研究員が一人出てくる、まあいろいろなところから集まつて一つのプロジェクトチームができる、その成果をどういふうにあつて活用されるかといふ問題が出てくるわけですね。これは、非常に私は重要な問題であると思ひますが、その成果については、当然これは総合研究開発機構のものとしてちゃんとした成果として出てくるわけですね。ところが実際問題、それを提供する段階になりますと、その研究の成果そのものは、これは研究開発機構のものであつたにしても、そのプロジェクトチームが解散いたしますと、その研究員は、たとえば一つの出向をしていたわけですから、そこへ帰るわけですね。そうすると頭脳が帰るわけですから、そこでは、たとえば研究開発機構ではどういふことをやつてどういふやうな成果が出たといふことはもう筒抜けでわかるわけですね。といったしますと、先ほどから問題になつております中立あるいは独立、そういうふうな点から考へてみましても、やはりその中立性あるいはそ

れども、そこからいろんなが出てまいりますね、それを意思決定者がよくのみに込んで自分の中に取り入れる、これが意思決定者でございまして、出たものをあそこですかと実行するものではないということですね。そういう意味では、意思決定者といわれるこういうシンクタンク、あるいは情報を出す、提言を出すそのメカニズムとは全く別個のものである、意思決定者というのは、いろんな色がついたとある人は言うかもしれない、そういう情報をもとにして、それをベースにしてその人が意思決定を下していくわけではございまして、決してそこから出てくるものが意思決定じゃないという形でそれを使うというふうに考えたほうがよいんじゃないかと思えます。

○参考人(渡辺茂君) 確かにむずかしい問題でございまして、結局価値観にさかのぼるんじゃないかと思えます。

ただ、シンクタンクという一つのテーマが与えられますと、そのテーマの目的が明確になっておりまして、たとえば国民福祉のある一つに対する研究ということになりますと、それ自身はもちろん一つのテーマでありますから、題目でありますから、全然無色なものであると考えることができませんね。それに対する答えとして、先ほど牧野さんもおっしゃいましたけれども、一つの考え方を一つだけ出すのではなくて、代替案を幾つか出すということによって、できるだけ無色への努力をすることができるといふんじゃないかというように考えております。

○須藤五郎君 きょうは、参考人の御意見を伺う会です。議論は差し控えたと思いますが、いろいろなデータが出る、それを理事会が選ぶというふうなお話があったと思うんですが、そうすると、この理事会そのものがまた問題になってくるし、まず最初は、研究員そのものにいろいろな問題があると思うんです。総理大臣が任命するとか何とか、そういう形にはやはり問題が起ってくる。これは山議員もそういう点には触れておったよう

に思うんですが、それと、理事会が選ぶとなれば、その理事会の構成とかいろいろなものに問題が起ってくるというふうに私は考えるんですが、そういう点はこの法案どおりで済むこととお考えになりますか、どうですか。

○参考人(牧野君) 私の説明が悪かったかもしれない。私が言っているのは、研究テーマの選択という点ではなく、そのシンクタンクの研究開発機構が出したその研究レポートが一つ公にされますね、それが色がつかっているかどうかということに対しては、意思決定者がそれを一つの資料として意思決定をしていくんだということではございまして、研究委員会がそれを意思決定するんじゃないということ。ただ、どういうテーマを選ぶかということとは、これは研究委員会がやるわけではございまして、そういう意味では、この研究を進めていく委員会の色がつかないことは当然だと思っております。ですから問題は、色がつかないような選び方がどうあるべきかということのほうにこの場合には問題になる、こう思っています。

○参考人(渡辺茂君) 大体同じ意見でございまして、つけ加えることはございせんけれども、問題があるというふうに考えておるわけですね、それからもう一つ、開発したノウハウですね、これの人格権及び財産権という問題が起ってくると思っております。それをどういうふうに扱っていくかというお考えですか。現在もうすでに牧野さんのところではそういう問題は起っているわけだろと思っておりますが、どういうふうなこれを処置していらっしゃるんですか。

○参考人(牧野君) ソフトウェアとかこういう研究成果については、実はそれを保護する法律はまずいまのところないというふうに考えられているわけではございまして、その点が実はシンクタンクの一つの財産そのものの評価の悩みであるわけではございまして。

たとえば、一つの私たちの研究所を評価してもらうと、机はどんなほうでもまあ二千元に評価し

てくれますけれども、人間は、ものすごく高度な研究をやった、頭の中に入っていくその非常な人間的な情報というものは、実は全然評価ができません。これは非常にむずかしい問題がございまして、特許みたいな形のものの、たとえばシンクタンクで言うと、ハードサイエンスというものは、これは特許が取れるわけではございまして、したがって、さっきお話ししたようなパッセルの中の資金にかなりゼロックスの資金が出ているというのは、そういうゼロックスも、もともとあれはパッセルが開発したもんですから、当然資金が入ってくるのはまあやむを得ない。それは一つの特許というもののバックがあったわけではございませうけれども、もう一つのソフトなものの、あるいは研究成果というものは、これは実は財産として認められないし、権威として非常に認めにくいわけではございまして。ですから、それをどういう形で認めていくかということが、いわゆるこの情報の産業における一つの課題というふうに現在私は私たちが考えておるわけではございまして。

○参考人(渡辺茂君) そういう研究成果ですけれども、そのソフトの場合もやはり著作権というものがあろうと思っております。著作権というものは元来個人に属するけれども、個人が法人の中に入っているというので、その法人との間のネゴシエーションといいますが、で、その法人に属することもあるというところではないかというふうに思っています。

○須藤五郎君 実は二年ほど前の国会に、情報関係の法案が出たんですね。そのときの審議にあたりまして、私は、このソフトウェアに著作権を認めるべきだという意見を述べたことがあるんです。そのとき宮澤通産大臣でしたが、現在はありませんと、しかし、将来は考えなければならなくなるべき来はしないかということ宮澤通産大臣がそのとき述べておったんですが、私も、やはり人間の頭の中から生まれた問題ですから、当然これに対しては芸術の創作物と同じように著作権をもつて守っていくべきだと、こういうふうに

私は思っておるわけなんです。両先生ともそれに對しては御賛成か。

それともう一つは、牧野さんのところではもうすでにそういう問題が実際問題として出ておるわけなんです。その場合、あなたの方の研究員のそういう問題に対して著作権的な人格権、財産権というものをどういうふうな処理していらっしゃるか、具体的な例として伺いたい。

○参考人(牧野君) まず一つでございまして、渡辺先生のおっしゃったのも一理があるわけではございまして、たとえばレポートのそれをそのまま転写する場合には、これは明らかに抗議の対象になるわけではございませうけれども、問題はその中における「こうすべきである」とあるいは「こうある」ということを使った場合には実は何の制約もないというところではございまして、使うほうとしては、それを転写してどこかに公刊物として出すという形でそれを使ってしまうというところに、非常に押えにくい点があるわけではございまして。ただ、内容の中において一つのコンピュータのプログラムとか、一つのシステム、手法というものを開発した場合には、その開発したところとかが契約を結びまして、それを使って売り上げた場合には何%かをそこに出すというふうな、それは両方とも情熱的な産業でございまして、そういう契約を結んだことがあるわけではございまして。そういう形では、だんだんとそういう一つの無形の財というものを評価するといふようなしきたりが一般慣習として出てくるんじゃないかと、こういうふうなことを考えておるわけではございまして。

○参考人(渡辺茂君) 先生のおっしゃるとおり、私は全面的に賛成でございまして。

○須藤五郎君 あまり時間をとりましますと御迷惑だらうと思いますが、最後に伺っておきたいのですが、こういう仕事でどんどん進んでいくならば、ソフトウェアなどによって社会の思想的な面の指導ということも私はできるようになってくるような感じがするんですね。それから芸術作品ですね、そういうものもここから生まれてくる可能性

があると思うんですが、そういうことは可能なんですかどうなんです、実際として。

○参考人(牧野昇君) たとえば芸術みたいなものでも、絵とかそういうものについては可能であると同じように、あるいはハードの研究でもそういうものが可能であるように、こういうような一つの仕事の中にもそういうような可能性というのは私はなければいけないというふうに考えております。しかし、実際はまだや時間が必要じゃないかというふうに考えております。

○須藤五郎君 そうすると、将来そこから社会の思想的ないわゆる指導といいますが、そういう問題が私は起こってくるように思うんですね。それだけにこの問題を扱うのは非常に重大な注意を要するように私は感ずるわけなんです、そういうことも起こり得るという事は言えるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。渡辺先生どうでしょうか。

○参考人(渡辺茂君) それは牧野さんがしばしばおっしゃってられますように、情報提供というところにシンクタンクが徹して、実際のその意思決定は国会とかそういうところにまかせる、あるいは各企業にまかせるというふうにすれば、その欠点は防げ得るのではないかとこのように思うのです。つまり情報だけを出す、決定はシンクタンク自身はやらないということだと思ふのですけれども。

○須藤五郎君 この問題は非常にデリケートな問題なので、ここで二人と議論することはこれで私はやめまして、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○委員長(佐田一郎君) これにて参考人の方々に對する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用中長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

これにて午後一時三十分まで休憩をいたします。
午後零時十五分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。
中會根通商産業大臣

○國務大臣(中會根康弘君) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

工場立地の調査等に関する法律は、工場立地の適正化に資することを目的として昭和三十四年に制定されたものであります。

近時、工業再配置対策や農村工業導入対策などによる国土の均衡ある発展のための諸施策が講じられておりますが、今後の工業開発を進めるにあたって最大の問題は、地域環境と産業活動との関係であります。

この問題を解決するため、今後の工業立地に際しては、公害、災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行ない積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠であります。

これを實現するためには、公害に関する規制の強化、防止技術の開発等と並んで、工場立地の段階から、企業みずから周辺の生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していくことが必要であります。このような新たな観点を加えて工場立地の適正化を推進するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、工場立地に際しての敷地利用のあり方に関する規制の強化であります。

まず、工場の生産施設、緑地等の面積の敷地面積に占める割合並びに緑地等及び特定の施設の配置に関する準則を公表するとともに、工場の設置

前にこの準則にかかる事項についても届け出なければならぬこととしております。

次に、その届出の内容が公表された準則に適合せず、周辺の生活環境の保持の観点から問題があると認められるときは、必要な勧告、命令を行なうことができることとしております。

第二は、大規模な工場が集中して設置されると予想される地域についての特別の規制であります。

かかる地域は、公害の防止につき、特に配慮を必要があることにかんがみ、まず工場立地に伴う公害の防止のための調査を実施することとしております。

さらに、このような地域に設置される工場については、大気または水質に関する公害の防止のための措置の届け出を義務づけるとともに、重合汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、必要な勧告、命令を行なうことができることとしております。

その他本法律案におきましては、所要の助成措置、罰則、権限の委任等について規定を整備しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、本案については衆議院において修正が加えられておりますので、この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中六助君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(田中六助君) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の衆議院における修正点につきまして、御説明申し上げます。

修正の第一点は、第一条の目的の規定におきまして、「工場立地の適正化に資するため」とありましたのを、「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため」に改めたこととあります。

第二点は、第六条の「届出」の規定中、第二項第六号による届け出事項が汚染物質の最大排出予定量及びその予定量をこえないこととするための措置となっておりましたが、その「措置」を「当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置」に改めたこととあります。

以上の修正は、本法が環境の保全を特に重視するものであることを明らかにするとともに、この観点から、工場立地にあたり、公害防止のための具体的措置を届け出るべきことを義務づける趣旨でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。山下企業局長。

○政府委員(山下英明君) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下現行の工場立地の調査等に関する法律と対比しつつ改正の内容について若干補足させていただきます。

まず、本法のねらいとしましては、現行法が主として立地条件的観点から工場立地の適正化をはかることとしているのに対して、今回の改正におきましては、周辺地域の環境の保全の観点から、適正な工場立地を行なわせようとするものであります。

このため、第一に、業種の区分に応じ工場の生産施設、緑地、環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する比率等工場立地に際しての敷地利用のあり方を新たに準則として定め、公表することとしております。

第二に、現行法により実施しております工場適地調査、工場立地動向調査に加えて、大規模な工場の集中立地が予想される地域について、重合汚染の発生を防止するため科学的な手法を用いて、工場立地に伴う公害の防止に関する調査を実

施することとしております。

第三は、届け出、勧告制の拡充であります。今回の改正により、その届け出事項として新たに生産施設、緑地の面積等準則にかかる事項を加えますとともに、大規模な工場の集中立地が予想される地区に立地する場合につきましては、さらに汚染物質の最大排出予定量や公害防止のための措置を届け出なければならぬこととしております。

次に、勧告につきましては、準則に適合せず、工場の周辺の生活環境の保持の上で問題がある場合や重合汚染の生じるおそれのある場合も勧告できることとするともに、勧告に従わない場合につきましては、変更命令及び体罰を含む罰則の規定を設け、規制内容を強化拡充いたしました。

以上、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして補足的な説明をいたしました。詳細などにつきましては、御質問に際してお答えしたいと存じますが、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 輸出硫安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

輸出硫安売掛金経理臨時措置法は、昭和三十八年六月に、当時懸案とされた輸出硫安売掛金問題の解決として硫安工業の再建の基礎を確立するため制定された法律であります。

硫安につきましては、昭和二十九年以来、肥料二法すなわち臨時肥料需給安定法、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法に基づき、政府が国内価格を決定するとともに、日本硫安輸出株式

会社を通ずる一手輸出体制をとってまいりましたのでありますが、その際、硫安生産業者が日本硫安輸出株式会社に売り渡す価格は、国内公定価格とすることとされたため、実際の輸出価格が国内価格より低い場合は、その差額が硫安生産業者の輸出会社に対する売り掛け金として処理されてまいりましたのであります。

しかるに、国際競争の激化により硫安の輸出価格が下落するに伴い、この売り掛け金は年々増加し、昭和三十七年十二月末において二百十五億円に達したため、これを商法の規定に基づき、回収の見込みのない売り掛け金として一期に償却することとする硫安生産業者の経営上大きな負担となつて、その再建にも支障を来すおそれが生ずるに至りました。

そこで、昭和三十七年十二月に閣議決定された硫安工業対策の一環として、輸出硫安売掛金に貸借対照表の資産の部に計上し、十年以内に繰り延べ償却することができるとする輸出硫安売掛金経理臨時措置法を制定したのであります。

その後、同法に基づき、輸出硫安売掛金は繰り延べ損失として逐次償却が行なわれ、本年三月末をもつてすべて完了することとなり、この間、硫安工業は、同法の施行を含めた政府の施策と関係業界の努力により、アンモニアの多角的利用等、所期の目的である体質改善を達成したのであります。

同法は、施行の日から十年以内に廃止するものとするとされていますが、以上申し上げたように、その目的が達せられるに至つたと考えられますので、ここに同法を廃止する法律案を提案いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。齋藤化学工業局長。

○政府委員(齋藤太一君) 輸出硫安売掛金経理臨時

時措置法を廃止する法律案につきましては、ただいま大臣が申し述べましたとおりでございますが、以下その背景等につきまして若干補足させていただきます。

輸出硫安売掛金問題を抜本的に解決するため、昭和三十七年十二月に閣議決定されました硫安工業対策に基づき、昭和三十七年十二月末日現在において回収不能の輸出硫安売掛金につき、十年間の繰り延べ償却ができる旨の法的措置をとると同時に、輸出硫安売掛金問題が再度発生しないよう、昭和三十八年一月一日以降、日本硫安輸出株式会社に對する売り渡し価格は、実際の輸出FOB価格とすることとしました。一方、硫安工業の再建と体質改善を進めるため、日本開発銀行から百三億円の肩がわり融資を行ない、また、肥料形態の転換、アンモニアの多角的利用等を促進することにより、硫安工業の合理化、近代化をはかることとして、このための設備資金百六億円を日本開発銀行等から融資することとしたのであります。

輸出硫安売掛金の繰り延べ償却は、輸出硫安売掛金経理臨時措置法による規定に基づき、本年三月末日をもつてすべて完了いたしました。一方、硫安工業をはじめとする化学肥料工業の体質改善についても、アンモニア設備の大型化による生産体制の整備、経営の多角化による経営基盤の強化策が、業界の努力と政府の助成により順調に遂行された結果、硫安、尿素の国内販売価格は一貫して低下してまいりました。また、最近においては、化学肥料は、従来の硫安生産会社十八社の総売り上げ高の八割を占めるものになり、このことにより、いわゆる硫安生産業者は、総合化学企業へと成長を見、わが国農業の要請にこたえたとともに国際経済の発展にも寄与しているものであります。

以上、簡単ではございますが、この法律案の背景等の補足説明を申し上げます。よろしく御審議賜わたくしお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(佐田一郎君) 次に、午前引き続き総合研究開発機構法案を議題といたします。

本案についての趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○阿鼻根登君 ます最初に、シンクタンクというのが今度初めて政府から提案されましたが、今まで政府が何らかの関与をしておられるこの種のシンクタンクは何かがあるか、どれだけ出資をしておられるか、どれだけ補助をしておられるか、どういう指導をしておられるか、一切の御説明をお願いします。

○政府委員(宮崎仁君) いわゆるシンクタンクといわれておりますもので、現在私どもが手元で調べたもので見てまいりますと、民間機関として約二十ござります。で、こういったシンクタンクに對しては政府関係の仕事として委託等が行なわれている面もあると思ひますが、大体民間の各種の需要に応じてむしろ成立したというふうな経過でございます。したがって、政府関係の占める分野は比較的少ないと、このように考えております。

毎年度の予算でどのような委託費が出ておるかという点については、詳細は手元に資料を持っておりませんが、そういった形で各省予算等においてある程度の委託等が行なわれていると、こう承知をいたしております。

なお、経済企画庁におきましては、四十六年度、四十七年度、ともに一億五千万円の予算を計上いたしました。これは一部通産省、科学技術庁に支出委任をいたしましたものがございますが、こういったものを通じて民間のシンクタンク等に對して委託研究を行なっております。これは、主として今回御審議をいただきます総合研究開発機構、これをどういうふうな形でつくっていくのか、いいのかと、こういったことを調べてまいりますために、具体的な問題についてもひとつ研究をやつ

ていこうと、こういうことで実は通産省、科学技術等と御相談の上で実施をしたものでございます。その内容等には必要があれば詳細申し上げてみたいと思います。

○阿具根登君 いまのやつですね、詳細資料としていただきたいと思います。できませんか。

民間の委託もすることながら、一応政府が直接関与しておるものに産業政策科学センターというのがあります。これは通産省、経済企画庁、科学技術庁がこれに入っておられる。まあこれは金額はわずかに一億五千万ぐらいなんです。その他科学技術庁でソフトサイエンス総合研究所ですか、それから日本ソフトウエア、政府、民間、学界的の協力、こういう直接政府が出資したりあるいは補助したりしておるものがあるわけなんです。そういうものは皆さんの手元にいまないわけじゃないでしよう。それに幾ら出資してあるのか、そういうことをこれに研究しておるのか、そういうやつをひとつ詳細に教えていただかぬと、ばらばらで、それは通産省もありますし、それから科学技術庁もありますから、なかなか困難でしょうけれども、しかし、総合研究所が所管となります皆さんのところから一応書類はととのつておる、こう思いますので教えていただきたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) ただいま御指摘がございました産業政策科学センター、それからソフトサイエンス総合研究所というような構想が、前者は、これは通産省の産業構造審議会シンクタンク委員会での御提案でございます。それから後者は、科学技術庁の政策としていずれも四十五年度に打ち出されたわけでございます。そういう動きもございまして、公的なシンクタンクというのをどのようにしてつくっていくかという点から、そして先ほど申しましたように、経済企画庁に予算を計上して四十六、四十七年度と検討を進めてまいった、こういう経過でございます。したがって、産業政策科学センター、ソフトサイエンス

総合研究所というものは、提案はされておりますけれども、まだそういう形で成立したものではありません。むしろ、そういう考え方を取り入れて今回の総合研究開発機構というものを、こう、こういうことで御審議を願っておる次第でございます。

○阿具根登君 これは私知らなかったのが悪いんですけれども、一九七一年に設立されたということになっておるし、一千五百億のうち政府、民間で二対一の比率で出資した、こうなっております。さらに、日本ソフトウエアは一九六六年十月一日に設立した、こうなっております。このところは一体どうなっているんですか。これは国策社会的性格が非常に強い。資本金七千万円、さらに年間収入が十四億、三百二十二人、このうち研究員が二百五十人、これはどういう関係になっておるかわかりませんが、資本金が七千万円、年間収入は十四億というところは、これはどういうことなのか、少しわかるように説明してもらわぬと中に入れませんかね、これじゃ。

○政府委員(宮崎仁君) ただいま具体的な数字で示しを願った点は、私どもの手元にそういう資料はいただいておりませんけれども、これは先ほど申しましたように、こういう研究機関をつくったらいではないか、こういう具体的な提案があったわけではございません。特に産業政策科学センターについては予算の要求も行なわれた、こう承知しておりますから、そのときの数字ではないかと思えます。現実には、そういういろいろな考え方をひくるめまして今回の政府としての総合研究開発機構をつくるということになったわけでございます。そういう機構ができておるわけではございません。

○阿具根登君 そうしますと、私が借りておるものをみますと、長官おられますので、長官が一番御存じのはずですからお尋ねいたしますが、日本政策科学総合研究所というものを自民党のシンクタンク制度特別委員会案として出されました。これは五年計画で出資金が百億、民間出

資金がまた百億、計二百億、初年度は一九七一年、政府二十億、補助金十億、委託費十億の支出、民間からも二十億の出資を求め、ここにびしゃつと出しておるわけなんです。これは自民党案だから、これをあだこらだというわけじゃないのですけれども、自民党案でも二百億、全部の出資まで入れたら約三百億になります。それだけの大きかりな、まだ大がかりじゃないでしょうが、ということとを与党でも考えておられる。それに政府は三十億の出資で今度のやつを出されておるが、さらに民間で研究開発推進財団というのが計画されておる。これは具体案の作成中となっておりまして、これは日本経済調査協議会の特別委員会であつて、当初百億の出資ですが、五年後一千億、スタッフは五百人、その中に専門家が三百人、代表幹事植村甲午郎、中山伊知郎、こういう人、それらが一千万の金を使ってシンクタンクをつくらうとしているんです。政府はこのくらいのものでつくって一体何になるんですか。もう民間がここまでに大きなことを考えてやっておるのに、いま時分に三十億の三十億、こういうことでほんとうの研究ができると思いませんか。

○政府委員(宮崎仁君) ただいま御指摘をいただいたものは、特に最初の自民党におきまして、シンクタンク委員会とわれわれ承知しておりますが、政調会におけるそういう特別委員会においてそういう構想がつけられたことは承知をいたしております。こういう形のもので政府としてつくってはどうか、こういうことが提案された、こういうことでございまして、そういうこととお考えももちろなわれわれとしては十分検討させていただきます。そして、先ほど申しました通産省あるいは科学技術庁その他のお考えも聞きながら、今回のような形のものをつくろうということに四十八年度の予算の段階で踏み切った、こういう経過でございます。

なお、民間のいわゆる一千万財団といわれるものが一昨年提案されております。これはやはり

わが国がこれだけ大きな経済の規模になっておりますので、いろいろな問題に対して取り組んでいくのに対しては、このくらいの規模のシンクタンクを持つことが必要である、こういう御提案が財界の一部の方から出されたということでございますが、そういうふうな背景というところもわれわれはある程度頭にとまがら今回の構想を考えたわけでございまして、そういう意味で、今回の構想は当面三ないし五年の間に約三百億の基金をつくらうという構想を持っておりますが、それは小さいというところがあるいは出てくるかも知れません。そういう場合には、これは法律上は追加出資ができるようになっておりますので、さらに構想を大きくしていくということももちろん議論になると思っておりますけれども、当面、三百億というところを一応の目安にして進めてまいりたい、こういうことで政府内部では一応考え方をまとめてあるわけでございます。

○阿具根登君 三年ないし五年のうちに大体三百億、そうするとスタッフはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(宮崎仁君) 大体、この機構の運営にあたりましては、民間のシンクタンクに対する助成または委託というふうなことを相当やっていくというふうに考えておられて、機構がみずからスタッフをかかえて研究をするというところは、原則としてはやらないというつもりでございます。そして、委託等でうまくいかない場合にはプロジェクトチームというふうなことで、民間の方々に機構に集まっていただかして、そういう仕事をやっていく、こういうことも考えていきたい、そういうことでございまして、スタッフといたしましては、役員は別にいたしまして、若干のプロジェクトリーダー等も含めて二十名程度というところを一応の目安として考えております。初年度は、これは年度の途中から発足でございますから、大体十名程度で出発したらどうか、非常に少数でございますけれども、そういう形で、定着した人員をあまり持たないでやっていく、こう

いう一応考え方をさせていただきます。

○阿貝根登君 非常にわからなくなつたんですが、もう一べん初歩から、初めからひとつ質問し直します。

シンクタンクとは一体何なのか、総合研究所とは一体何をやるかとするのか。最初からひとつ説明してください。そうしませんが、金は組んだわ、委託をするんだ、——委託をするんならこんなことする必要はないと私は思うんだ。だからひとつ最初から、どういふものをやろうとするんだ、それはどういふ効果があるんだ、どういふ国民に利益をもたらすんだというものを聞きたい、いま私がざつと外をなぞただけでも、十人ぐらゐのスタッフでやられて、現在ある民間のシンクタンクにどうして太刀打ちしようとするんですか。おそろく、もう民間のシンクタンクに何でもお尋ねにいかれるのが関の山だと思ふんです。だから最初から、シンクタンクとは何ぞやということからひとつ御説明願います。

○政府委員(宮崎仁君) いわゆる総合研究開発機構としてここにしようとするものの中に内容につきましては、この法案の第一条等に書いてあるとおりでございますが、要するに、午前中の参考人の御意見にもございましたように、最近起こつておりますいろいろな社会的、経済的な諸問題、こゝういふ問題に対応して対策を打ち出していくというためには、ある程度学際的な面での人を動員して研究をしていかなければならぬというような問題がございます。

それからさらに、問題の選び方、研究のしかたについて自主性を持ってやっていくということが必要である。さらに、課題の選び方につきましても、ある程度政策指向的と申しますか、その成果が政策としてとり得るような、そういう考え方のものを課題としてとっていく。そういうような研究というものを必要としておるわけでございます。こゝういふものに取り組める機構というものが、いわゆるシンクタンクとしてアメリカ等で相当たくさんできておる。またわが国でも、先ほど

申したように若干できておるといふ状況でございます。

そこで、わが国の場合に、二十幾つかのものができておりますから、これを強化していくということも確かに一つの考えでございますけれども、しかし、政府としてやはり取り組むべきような非常に広範な、若干公共的な問題と申しますか、そういうものがいろいろ出ております。たとえば環境問題でございますとか、あるいはインフレの問題でございますとか、そういう問題につきましては、広く各方面の専門家を動員してやっていくには、広々、そういう機構をつくっていくのが一番いいんではないか。そういう意味で、今回の機構が言つてみれば基金構想をとりまして、確かに固有の人員は少ないんでございますけれども、相当の資金を持ちますから、これによりまして、民間のシンクタンクを相当動員してネットワークを組むということができると思ひますし、また、各官庁、大学その他各方面の専門家を、課題によりましていわゆるプロジェクトチームとして組織をしまして、そして問題を解明していく、こゝういふことをやっていくこととおるわけでございます。

したがいますして、その業務といたしましては、第二十三条に書いてありますとおりでございますけれども、要するに、一つは民間研究機関とのネットワークを組み、相互に交流しながらこれをうまく調整していくという意味で、研究開発のための助成あるいは実施ということを考えておりますし、さらに情報の収集、整理、提供、あるいはこゝういった人たちが非常に少ないということも考えまして、特にプロジェクトリーダー等は少ないわけでございますが、研修とか養成というふうなこともやっています。そしてさらに、将来には相当りつぱな設備を持った研究施設というものを付置してつくりまして、そして、こゝういふことによりましていろいろの面にこれを提供し、こゝういった研究を盛んにしていく、こゝういふこともやつてまいりたい。

その他いろいろのことが書いてございますが、こゝういった意味で今回の機構を考えた次第でございます。

○阿貝根登君 そうすると、たとえば、午前中おいででおつたならば午前中のやつ御存じでしょうから御質問に入りますが、三菱総合研究所は大体百八十人、そのうち専門家が六十人から八十人おると、こゝういふことですね。まあ日本で大きいほうでしょう。そうすると、こゝういふ三菱のきよりの参考人の話を聞いても、国がこゝうやつても人材があまりとせんよと、だから既成の研究所から人材をばかばか引き抜かれちゃ困りますよと、こゝういふことを言っているわけなんです。そうすね。こゝういふ人材がおるかどうか。おらないから十人というかも知れませんが、十人ぐらゐでこゝういふところと太刀打ちが今後できていくかどうかという問題と、しよせんは企業内の研究機関なんです。こゝういふ。だから、これは利潤をこの研究機関だけで生む生まないは別としても、その企業全体から見ても大きな利潤を生むから、これは金をかけてやっているわけなんです。そうすると、こゝういふ企業は、その企業によつて研究が進められておるならば、その企業に都合のいいように研究もされていくに違いないと、こゝう私は思ふわけなんです。

午前中の質問も聞き願つたと思ふんですけれども、アメリカで二番か三番だといふ大きなところだつて、いままで大学の研究機関であつたのが、これが今度は企業からお金をもたらうように大学と別れていった、こゝういふことになつていっておるわけですよ。それで、日本でこのぐらゐのやつをおつくりになつても、私は企業の使い走りになるのが関の山じゃないかと思ふんです。先ほど申し上げましたように、一千億からの企業を持つてこられる。どうせこのスタッフを持つてこられるとするならば、企業の中の専門家を引き抜くか、大学から来てもらうか、それしかないでしょう。そうすな。そして、頂点にすわられる理事長とかあるいは総裁といふものを、政治的にどこから

か連れてこられるでしょう。これはおそろく政府のお役人でしょう。

そうなつてくると、何かわざわざこんなことをしなくても、それなら大学なら大学の研究室に五年後三百億なら三百億、その金を五年間なら五年間で組んで大学でこれをやつてもらふ。こゝうした一番中正で公正な——いわゆるこの法律案の心臓といふものはそうなんではない。決して利潤に走らない、一部の者の利益に供しない、それから必ずしも公正であり中正であるということがこの柱になつていふと思ふんです。そうするならば、政府がつくるやつに大体私は色がついてきておると思ふ。これだけ金をかける、これだけのものをやる、五年後に三百億にするんだと、あるいは年々これはまだふやしてもいくんだというならば、一つの大学なら大学の研究室をうんと援助してやつて、そしてやつたほうがいいんじゃないか。

なぜ私がこゝういふことを言うかと申しますと、午前中でも言いましたが、私はもういやと言つては体験させられたんです。いま問題になつておる水俣病、十五年前私がやるときに、熊本大学は大学としての公正な考え方から、これは公害だと、有機水銀だといふ断定をしたわけですよ。私はそれを持つて国会で質問したわけなんです。ところが、通産省が持つてきたのは通産省の指定した学者の書いたものなんです。そうすると、その人は会社で雇われておる人なんです。だから、どこから金が出ておつても学者の理論に色がつくわけはないんだけれども、しかし、やはりそれは逆なんですよ。熊本はこれは公害だと言つし、通産省が考えた、企業が出した学者の意見はまるきり反対で、これは公害じゃないんだと出したわけなんです。だから十五年間はつたらかされて、そしていまこんなわんわん騒いでおるんですよ。これは十五年前に私がやつたんです。それを大学はほんとうのことを言つてくれた。いまになつてくれればもうだれだつて否定できない。しかし、十五年前は政府がそれを否定したんです。企

業の代表の言いことを正しいと見たわけでは、同じ学者でも、われわれは学者じゃないから、双方の学者の言いやつをわれわれがどちらがいいんだ、悪いんだとはなかなか言えない。そういう経験をしてきておられますので、おそらく私はこういうものをおつくりになつても、まあ屋上屋下までいかなくても、それはもう逆に民間から使われるようなことになるんじゃないか。まあ使われても、それは公正であつたらけつてです。何も国でつくつたやつを民間が使つちやならぬということにもならぬでしようし、皆さんもそれからいろいろお聞きになるでしようから。

そういう点で、きょうも午前中各委員からいろいろの質問が出まして、にじの問題まで出てきました。出てきましたけれども、どうも私はこういうふうな利潤につながつたのが優先されていくような気がしてしやうがないんです。先ほど申し上げましたように、公害であるとかわかつておるのを、公害じゃないように学者にどう理論づけさるかというのがある人たちの考えだつたわけなんです。通産省も政府もこれは公害だと知つておりながら、公害と言つたらたいへんなことになるから、公害と言わない学者はだれかと、これに奔走したわけなんです。だから出発点が違つておるわけなんです。それで、今度の場合でも私はそういうおそれが多分にあると思うんです。だからこういうことを言つておるんですが、どうですか、これだけの金を出すなら、何もあなた、これをつくらぬでも、いまだておるあるいは大学なら大学にりっぱな研究所をつくつてやつて、そしてそこでほんとうに公正にやつてもらつちやどうかと、私はこう思うんですが、どうせ意見を聞くんでしやう。

○政府委員(宮崎仁君) 何点か御質問がございましたが、まず最後の、大学を主としてやつていったならば大体目的が達せられるのではないかと、こういう御意見でございましたけれども、この点は、もう私から申し上げるのもや釈迦に説法のようなことで恐縮でございますけれども、現在の

大学の講座制というふうなことから考えてまいりまして、やはり専門分野について深く掘り下げていくという点には大学というものは非常に適した組織でございまして、いろいろな関係の学者の方々の一つの目的のために集めておいて問題の解明をしていくということにつきましては、どうもこういう大学という組織ではなかなかうまくいかないという点で、アメリカ等でたくさんできておられますようないわゆるシンクタンクというものができておるといふことはもう御承知のとおりでございます。

そういう意味で、一体、わが国にふさわしい、わが国の場合に最も望ましい形はどんなものかという点で、四十六年、四十七年度いろいろ議論をしたわけでございますけれども、一方では、確かにこの民間の機関が育つてはおりますが人材は不足しておるといふ面からいまして、こういう人材の養成という点も一方にははかりながら、しかし、一方考えてみますと、いわゆる各方面のそれぞれの分野での専門家、学者というふうな面で見ますと、わが国の場合には非常にたくさんおられるわけでありまして、こういった方々は、大学におつたり官庁におつたりあるいはいろいろの研究所におつたりといふことでございまして、組織として動員をしていく、こういうことが今回の機構の一つの特色となるわけでございます。

したがういまして、十人といふことを申し上げました、あるいは二十人と申しましたが、それは大体、この基金を運営していくための庶務的、経理的なような方が大部分でございまして、研究を実施する人たちはその課題ごとによそから集まつていただく。これは出向その他の形をとつていただくことになると思ひます。その数は、この機構の研究活動の大きさによつて、百人になりまして、二百人になりますか、相当の人数になると思ひます。で、そういう方々を、いわゆる常勤の職員としてここに置く、いわゆる研究者の形をとら

ないで、むしろ、これは民間の各シンクタンクとも交流をし、あるいは官庁、大学その他からも参加をしていただくという形によりまして弾力的にその辺の運営をはかつていくと、これが現在の段階では一番望ましいのではないかと、こういうことで今回のような構想をまとめた次第でござい

ます。もちろん、御質問のような心配がないかと言われますと、これからやるわけでございますから、いろいろまた問題が生ずる可能性なしとは申しませんけれども、各国の事例その他をいろいろ調べて、結局、こういう形で比較的自由に人が出入りできるような機構でやつていくことがわが国の場合には最も望ましいんじゃないか。何といひましても企業の終身雇用制、各省の縦割りその他いろいろ言われておりますような特殊の事情もござい

ますので、そういうことを一方には考えながら有能な方々に参加をしていただくというために考えた知恵でございまして、そういう点についてひとつ御理解をお願いしたいと、こう思ふ次第でござい

ます。○阿貝根登君 おつしやることはわからぬではないんですが、その有能な方々は大体全部既設のシンクタンクにおられる方だと私は思ふんです。それが大学関係の方々と、こう思ふわけなんです。そうするとその方々は、たとえば企業だつて三井、三菱全部ありますね。そういうところの研究したやつを今度は持ち寄つて集まつてくださ

い、ここでもまたやつてくださ、こういうことには私ははならないと思ふんです。これでいけば、しかも先ほど申し上げましたように、一千億の業者代表といふのは、植村さんといふは業界のトップです。また学者のほうでは、茅誠司先生なんか学者のトップの方々が日本総合研究所といふものを持っておられるわけなんです。そうすると、このスタッフをこう見る場合でも、まあ、こ

こで大臣はどなたも会長——私は会長制は反対なせんけれども、よそには植村甲午郎さんとか茅誠

司先生とかいう日本でそうする方々がおつて、ちゃんと機構を持っておられるわけなんです。そうすると、教わりに行くのかそれを援助するのかわからぬような結果になりはしないかと思ふんですが、政府が半分出資してやるならば、やはりこれは政府が研究をして、人材も養成しなければならぬけれども、政府は人材を養成するところじゃない、人材養成は民間がしておる。その民間が養成した人材を政府が借りてくるというふうな逆な形になつてきておるやありませんか。どうもそう見えてしやうがないんですが、申し上げましたように、それは人物が名前が売れておるとか、いいとか悪いとかいうことじゃなくて、まず業界のトップの方、学者のトップの方だと私は思ふんですが、そういう方々がちゃんと別にシンクタンクをつくつておられるわけなんです。そうすると、いずれの方々に関係のある方がこつちに来られると私は思ふんですが、どうでしやうかね。何か影が小さいような気がしてしやうがないんです。考え方はわかるんですが、しかし、民間のはうがうんと先行してきやしないかと。そうすると、このスタッフの顔ぶれから見ても、この人たちは別にしても、何か政府のつくつた機関のほうに二流になつてくるような感じがするわけなんです。これは実際トップでしやう、いまから先の。そういう気がするんですが、いかがですか、こういうところと太刀打ちしてやつていけますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) シンクタンクの問題につきましては、阿貝根委員も非常に御研究いただきましてありがたく思つておる次第でござい

来工学研究所だとかいろいろございますわけでございますが、財界のほうにおきまして、先ほどお話をございましたように、やはりそういうものをひとつ統合して権威のあるものをつくらうではないかと、そういう議論が起きたわけでございます。一方また学界のほうにおきまして、さような機運がある。

そこで、先ほど局長から申し上げましたように、このたび日本でただ一つのものとして総合研究開発機構というものをつくらうではないか、こういうことになりましたわけでございます。したがって、この機構の会長あるいは理事長というものは、そうしたものを全体を通じて目の届くような人になつてもらうことが望ましいと存じますが、また、このいろいろできております機構がどういう方法で研究するかというところは、それぞれの機関で研究しているわけでございますけれども、やはりこれが一番いい形であるというようなもの、いま御審議をいただいております研究機構によってつくりまして、非常に指導的な役割を果たしていただきたい、こう思っておりますわけでございます。何ぶんにも研究者が少ないうえであるから、こういうものをつくつても結局教わりにいくだけではないかという御懸念も私わからねわけではございませんけれども、しかし、それだからといってばらばらな形でそのまゝはつておきますよりも、ただいま申し上げましたようなことで、ほんとうに日本の頭脳たり得るような人に集まつてもらひましてこの機構をつくらうというのが趣旨でございます。

この機構の二十条に、研究評議会というものを考えておるわけでございますが、これは二十五人以上で組織することになっております。この研究評議会にはそういういろいろな面からの頭脳を集めた見識を有する者の中からどういふふうにしていったらいいかというのを割り出していただきたい。研究評議会というものの機構を非常に重視しておりますわけでございます。私ただいま御懸念の点は十分頭に置きながら、指

導的な役割を持つ、また、日本にただ一つの機関をつくるということによりまして、これから非常に複雑かつ広範な問題をかかえておりますわが国にいたしまして必要なこれらに対する解明をすることができると、かように信じて、この法律を御制定いただきたくお願いいたしておる次第でございます。どうぞよろしく願ひしたいと思います。

○阿貝根登君　そうすると、評議員が二十五名、これはもちろん内閣総理大臣の許しを得てですか、会長が任命される、こういうことになっておる。おそらくそういう方々は研究所につとめておられる方々、専門の方々は研究所につとめておられる方々、それは当然そうなると思うのですけれども、そうすると十名の方々はどういふ方々が来られるのですか。それから役員はどういふ方々が来られるのですか。理事が三名ですか二名ですか。○政府委員(宮崎仁君)　まず最初に、研究評議会の委員でございますが、これは二十五名以内で「内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する」ということになっておりますが、この研究評議会にはできるだけ各方面の代表的な方々で視野の広い方に入つていただく、こう思っております。したがって、こういったシンクタンク関係のようなお仕事をしておる方も入るかもしれませんが、必ずしもそういう専門家だけではなく、こういう問題全体について御判断をいただけるような視野の広い方々に御参加いただいて、そして御指導をいただくのがいいのではないかと、こう思っております。

それから機構の役員でございますが、会長、理事長はこの法律に書いてあるとおりでございますが、どちらかと申しますと、会長は、非常に広い視野の方で、国際的な部面もやっていたらいいという方々をある程度考えておりますし、理事長は、部内の統制ということを中心に行うべきだ、それについて十分なこういう問題に関する熱意と理解を持っておる方になっていただきたい、

こう思っております。

それから職員につきましては、これは先ほどから申し上げておりますように、基金として運営をしてまいります際のいろいろの庶務的な仕事がございます。そういった事務職員のな方々がおそらく中心になるだろうと思ひますが、一部はいわゆる研究についてのプロジェクトリーダーという方々でやっていたらいいかなと専門の方も何人か入つていただければ非常にけっこうだ、こう思つておるわけでございます。なかなかしかし、そういう方々は現にいないかというところ、やはり民間のシンクタンクその他でやっておられる方が多いでございますので、その辺いろいろ御相談をしながらやらなければならぬと思つておりますが、やはり機構の性格から見まして若干そういう方々の参加をいただかなければならぬまい、こういうふうにご考慮をいただかれます。全体としては基金構想でございますから、この研究評議会の運営というところを通じていろいろ各方面の意見もよく反映するように考えまして、そして機構の適正な運用をはかつてまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○阿貝根登君　そうすると、機構のほうにあまり入りたくなかつたんですけれども、会長は世界的な視野から広範な知識のある方をお願いしたいと、こうおっしゃつておられる。理事長は部内を統率する能力のある方だ、こういうふうに行われおるんですかね。そうすると、会長はどこからお求めになるか、とわからせんけれども、理事長のほうはおそらく高級官僚の方が天下りされるのではないかと、こういうふうにご考慮されるわけですか。その目的は先ほどもおっしゃつたように、「経済社会及び国民生活の」と書いてございしますが、いまそれではこのシンクタンクで何をやらうとされるのか。たとえばPCBならPCBでいふ世論がわくほどわいて、国民がもうほんとうに戸惑つておるような時期に、いまからこういうものをシンクタンクで研究されようとするのか。一体、差し迫つてシンクタンクでやらなければいか

ぬ問題とは何がありますか。

○政府委員(宮崎仁君)　これは機構がつくられて実際に考えるということでございますけれども、四十六年度、四十七年度と準備段階でいろいろ調査をしてまいつた過程を通じて、いわゆる現代経済社会の諸問題といわれるような問題、環境問題でありますとか、あるいは資源問題でありますとかインフレの問題でありますとかいろいろの問題がございます。こういったものを全部取り上げていってもそれはなかなか実際問題としてはできないわけでございます。いま一応考えております点は、こういうことはどうかというところ、とある程度試験的に議論されておる点を申し上げてみますと、一つは石油という問題とわれわれの文明あるいは社会との関連、これも非常に広範な問題でございますが、エネルギー問題、環境問題その他いろいろの面から石油という問題と社会文明とのかわりあいというものをテーマとして取り上げてみてはどうかということが一つございます。

さらに、価値観の変化とこれに対する対応、非常に自然としておつて恐縮でございますが、この価値観の変化ということにつきましてはいろいろの面でもいま現に議論が行なわれておりますが、これに対する対応策というものは、今度の経済計画等でもいろいろ議論がございましたけれども、あまりはつきりした方向づけはできませんでした。そういうことから、こういう問題をぜひこのシンクタンクあたりで考えてもらつてはどうかというようにご議論になっております。

さらに、余暇と教育との問題。これもいろいろ最近議論が多い問題でございますが、こういうことも場合によつては取り上げてみてはどうか。もう少し具体的な問題ではというふうなことになるかと、たとえば東京の地震対策というふうなことを取り上げてみてはどうか、こういう意見もございします。そういう課題は実はたくさんあるわけでございます。いま、この課題の選定ということにつきましては

ては、これはこの関係各省からいろいろこの意見がございます。それから、民間のシンクタンクで取り上げておるもので、それを伸ばしていったらいいんじゃないかと思うものもいろいろございまして、そういうものを十分調べまして、そして具体的に選定し、研究評議会等できめていただくと、こういうような方向に持っていきたいと思ふ次第でございます。

○阿具根登君　そういう社会全般の問題を研究していくということ、これはもう私も当然必要だと思ふんです。そう思ふのですけれども、たとえインフレの問題をいまちよつと言われましてたけれども、大臣がおられますけれども、このインフレの問題一つ取り上げてこれをシンクタンクでやる場合、政府はそれを取り入れますか。インフレの一つの見方でも、これは私たちのような立場の人の見方と、それから大臣のような立場の方の見方と、私はまた違つてくると思ふのです。そういう場合はどういふふうにしてこれをやっていくのか。これは油の問題もそうなんです。いまから油の問題を研究するのはこれは間違いないかと。間違いないんです。研究せにやならぬけれども、研究の成果が出るころは油はどうにもならなくなつておはせぬか。一生懸命あてもない、こうでもないといつてはいる間にもうどうにもならぬように経済はなつてしまはせぬかと、こういう考え方があつたわけですよ。

これも午前中に言つたのですけれども、水俣病のネコが発病しておつたのを、十五年前に私は行つて見てきたのです。そしてそのネコを私はさつたんです。そのネコをバチンとたたけば、ネコがくるくる舞いするんです。向こうへ行つては行き当たり、こっちへ行つては行き当たりするんです。私は、これは水俣病じゃないか、公害病じゃないかといふことを主張するわけなんです。そうすると学者の方も、確かにそうだと思うけれども、今度は学者の見方としてはこれは解剖してみなければわからぬとか、あるいは実験有機水銀を飲ませてみて、そしてその変化を見た上でなければならぬといふことで十年かかったわけなんです。その間に病気が広がつてしまつた、こんなになつてしまつたわけなんです。だから、その前にやるべき仕事がありはしないか。こういう専門家の方に見てもらひ、研究してもらひの、それはけつこうなんです。しかし、それが一つの政府の隠れみのになつて、これはシンクタンクでいま調査してもらつておられます、研究してもらつておられます、そういうことで、いまのインフレどうするかというのに、シンクタンクに研究してもらひます。油がいよいよ、これは世界の経済が油でどうなるかわからぬといふようなときに、いまからシンクタンクにひとつ調査してくださいで、これに間に合ひだろかと私は思ふのですが、そういうことは一体どういふふうになりますか、そういう場合は、

○政府委員(宮崎仁君)　確かに御質問の点は私も十分理解が出来ます。非常にむずかしい問題に對して時間を切つて、そして対応策が出るかということになる、相当これは困難だろうという感じがいたしますが、しかし、シンクタンクをつくつてやつていくといふのは、むしろそういう困難があるからこそ必要だといふ面もあるわけでございます。

いま公害のお話がございましたが、こういった問題もたとえば工場の技術を持った方だけで議論をすれば、排水はこうすればいいというふうなことが問題になりましようし、それから医学の關係あるいは生物学の關係、そういったそれぞれの分野ではこの研究が行なわれるわけですが、これをうまくプロジェクトとして動員をし、各方面の方々が集まつて取り組んでいただければ、成果の出るのもつとつと早くはなれないかといふことを、きょう午前中でも牧野参考人からおっしゃつておられました。そういう問題がいろいろあるといふことを考へておるわけでございます。しかし、たとえばインフレ問題といふようなことになりますと、これはもちろん政府の政策としても取り上げなければならぬ緊急の問題があるわけ

でございますから、そういうことについては、経済企画庁といふような役所が責任をもつてやるわけでございますけれども、しかし、このインフレのメカニズム、さらにその背景になるいろいろの問題といふことについて検討し、そしてこれに對する対応策を、一つではなく幾つかの政策としてオールターナティブを含めて出してもらう。そういうことを頼んでおつてもらうといふことは十分考慮することでございます。そういう場合に、どういふふうにするか結果をとつていくか、採用し実施するかといふことは、これは政府あるいは経済企画庁長官の御判断で、責任をやつていただくというのが、この機構の運用の方法でございます。

石油の問題についても、確かに同じように非常にむずかしい多くの問題がございます。そして各方面の分野の方が取り組んでおられますけれども、それをさらに広く動員をして取り組んだら、比較的早く方向性を持った結論が出せぬかと、こういうことで実は当面の課題として一つの候補に考へておる、こういう状況でございます。またあそのほかいろいろの問題もございますけれども、大体考え方はそういうふうなことでございすので、御理解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君)　ただいまの局長の答弁で尽きておりますけれども、ちよつと私の考えをさらにこうかみ砕いて申し上げたいと思ふので、阿具根委員のお話を借りますと、隠れみのといふことで一番問題になつてゐるのは各種の審議会であらうかと思ふのでございます。この審議会が出す結論といふものよりも、かりにこのシンクタンクといふものが結論を出す場合を考へてみますと、このほうがまあもつと具体的な、あれもいゝがこれもいゝ、これも悪いがあれも悪いといふようなことでなくて、こういうものであるといふ非常に具体的な結論を出し得るのではないかと、たゞきまして「公開」するといふことがございす

が、シンクタンクは研究の結果、この問題についてはいくら結論を出したといふことを公開いたしますと、これは政府がそれを採用するしないは政府の問題でございますけれども、それに対する批判は、政府はいろいろな案ができたのに採用しなかつたではないかと、したがつて責任は重大であるといふようなことで、批判はされ得る材料にはなるわけでございます。そういう意味で私は、従来よりもまた違つた意味の効果があるんではないか。いろいろな政策を総合的に非常に解明をしてまいりまして、国民の皆さんの判断の指針となり得る、そういう効果があるのではないかと、かように考える次第でございます。

○阿具根登君　いや、大臣のおっしゃるとおりだと思ふんですけれども、いつも審議会をつくる場合でも、まあ何々委員会をつくる場合でも、みんな政府はそれ答弁されるわけなんです。たとえばスト権をとつて人事院の裁定が出る場合は、人事院の裁定は公表されますよ、それを守らないことはできませんよと、こうおっしゃつておつたけれども、もう最近になるまでほとんど守られないことはなかつたわけなんです。審議会のやつもそうなんです。シンクタンクといふのは、これをしなさいといふところではないんですから、いま皆さんおっしゃる通りに、こうあつたほうがいいでしよう、自分たちの結論としてはこう出ました、あとはおとりにならうとおとりになるまいとそれは皆さんがきめることです、こうなるんでしよ、政府から言われれば。その場合、政府が自分たちの予算ともならみ合せて、自分たちといふのは語弊がありますけれども、予算ともならみ合はねばならぬし、政策ともならみ合はねばならぬので、せつかくいゝのが出てもこれはお取り上げにならないことが多いわけなんです。ますそのためには、このシンクタンクといふのはもうこれは完全に独立していただくやならぬ。政府の圧力に屈して、そして政府の思ふような結果を出すといふことはまかりならぬ。ただ、未来に對して指向的でなからねばならぬ、しかもこ

それだけの大きな研究をやるのに、これは単独じゃできつこないから組織的にならねばならぬ、こういうような条件が次々にあると思うのですが、こういう条件がこの機構で満たされるかどうかですね。非常に構想としては、また外国でもやっておりますからやれないことはないと思うのですけれども、実際にでき上がったのはそうじゃないものにでき上がりはしないか、こういうことが全部条件が満たされるかどうかというものを考えてまいりますと、私はどうもまだ心配があるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はその御心配を否定するものではございません。それは心配は現実にあると思います。しかし、われわれといたしましては、この研究成果の中立性、独立性、それにつきましてこれが確保できるような組織運営の形態を持つように極力つとめたい、こう思っております。次第でございます。

○阿具根登君 さらに、先ほども申し上げましたように、大体この種の問題は通産省あるいは経済企画庁、科学技術庁というのがいままで構想それぞれ計画してやってまいったわけなんです。そうすると、この総合研究開発機構に集約されて、これで行っていくんだということで今回提案されておりますが、それだけに今度は各省のエゴがまた出てくる。役所というところはなわ張りがいかにもこれははつきりしているところなんです。そこからまたエゴが出てきて、そして自分の所管の役人がどういふふうな態度をとるか、どこに入るかというふうな問題が相当また問題になってくる、私はこう思うんですが、大臣、各省のエゴというのは、どういふものについてはどういふふうな対策を立てておられますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) この機構の中にはできるだけ各省のいわゆるOB、高級官僚が入ってきてその役所の利益をのみ主張する、そういうふうなことは極力排除しなきゃならぬというふうに思っております、特に必要なのはこれは人的な構成でございますので、そういうおそれのあるよ

うな人的な構成を排除するというふうに考えておる次第でございます。

○阿具根登君 大臣にそういう御答弁をいただいたことを思っているんですけど、大臣は、はつきりもうそういうところにかくOBと、そういうふうに見られる官庁のOBは一切入れません、これは完全な独立だ、何もわれわれのひもはつかない、人からそんな色目で見られたくない、だからOBは入れませんと、こうお答えはできませんか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 官庁のOBの中にも、全くそういう自分の官庁の利益の代弁というふうなことを考えないような人も何人かおると思いうわけでございますし、それと同時に、やはり役人で長年苦勞してきた者はそれなりの長所を持っておりまして、できる限りその長所をとって短所を捨てようという、そういう方針でいきたいと思いう次第でございます。一人もOBを入れぬというふうなことを申し上げることはちょっと私にも戸惑いを感じられるわけで、その点は、ひとつそういうふうな妙なエゴを持った役人のOBは排除するという程度にしたいだきたいと思っております。

○阿具根登君 いや、私は役人のOBが全部色がついておる、こういうことは申し上げたくもないし、そうも思っておりますが、こういう新しい発想で、しかもほんとうにこれは何というか、頭脳のかたままりたいな人たちが集まる場所だと思っております。ここにだけは役所からもどこからもひものつかないように、また人からそう見られないように、人からそう見られないようなほんとうに独立したたりっぱなものを、どうせつくるならつくっていただきたいのだ。そうしませんと、また役人の天下りと、何かつくれば役人の天下りじゃないか、こういうことに私はまたやられると思っております。またこれもそういうりっぱな方々が集まりますから、私らみたいな者はかりだつたらまあ右左だとかわんころわんころ言いますけれども、なかなかこういう方々は慎重に研究もされ、あわてないと思っております。そうすると、いろい

ろまた批判も出てくると思っております。だからそういう批判も出てこないように、やはりこれはほんとうの研究なら研究をやられるのだから、そういう外部から色目で見られるような人はなんぼりついてもこれはお断わりするのだ、私はそのくらいやってこれはやつと歩き出すのじゃなからうかと、こう思いうわけなんです。

たとえば学者なんか、きょうも藤田君も言っておりますけれども、いい学者はよへ行つてしまふじゃないかと、外国へ行った学者は帰つてこぬじゃないかと、こういうことを言っておられるわけですよ。そうすると、これだつて先ほどから何回も言っているように、これは財界や企業が木川田さんとか植村さんとか幾つもまた企業の中でつくっておられるものもおかしいと思ふ。野村研究所もそうです。三井、三菱、丸紅ですか、飯田、こういうのもつくっておるわけなんです。

そうすると、そういうところの待遇はいいと思ふのです。だからそういうところにいる人たちは行かれるのじゃなからうか。だれだつて何も研究する人は、金が少し多いからそっちへ行くんぞというふうなこともないことじゃなくて、研究が十分にできるところに行きたいという気持ちには皆さんおありだと思ふのです。そういう点から考えても、これはひとつ従来の政府がつくった機構じゃありませんよ、外郭団体じゃありませんよ、金は半分出してありますけれども、これは国民の研究場所ですよ、何も政府がそれを指導したりあるいは圧力を加えたり、そんなことをするのじゃないのだという純然たるものをひとつつくつてもらいたかったのですが、これはだめですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 阿具根委員の仰せられることはよく理解できるわけでございまして、極力そういうつもりでやってまいりたいと思っておりますが、ただわが国の場合、政府というものは非常にたくさん資料を持っておるわけでございまして、この資料を十分使いこなせるような点をこの機構としてひとつ考えなければならぬ点かと思ひますので、そういう点で、政府と対立するような

印象を与える点もいかかと思ひます。そうかといつて、ただいま仰せられるように、何か政府の二義的な機関が別にできたやうなそういう印象を与えることも、これもいけないと思ひわけでございます。要は、非常に国民的な信頼を得られる、あの人がやつてゐるならと思われるやうな人を会長として選びまして、その会長が十分手腕をふるつてもらえるやうな、そういう人選が望ましいのではないかと、そういうふうにも思ひ次第でございます。いすれにいたしましても、待遇もよくなければなりませんし、先ほど局長のほうから初年度は十名程度というのを申し上げましたが、それもやはり少数精鋭でそこへ入られる方は相当な研究費をもつて自由適達に研究ができるやうな、そういう環境をつくりたいというふうに考えて申し上げておる次第でございます。

○阿具根登君 初年度の予算というものが、これが通つて発足したら一億八千万でしたか、今年は。○政府委員(宮崎仁君) 一応本年度として予定いたしておりますのは、民間出資も含めまして、政府出資三十億、民間も同額と考えまして六十億になります。

○阿具根登君 それはわかつてゐるのだが……。○政府委員(宮崎仁君) これを六分五厘ぐらいに運用いたしまして一億九千五百万ぐらいの予算でやってまいりたい。そのうち、管理的な経費が四千万ぐらいと思っております。あと研究開発の事業費というのに使いたい、一応そんな構想でございます。

○阿具根登君 そうすると、まあ出発早々だからこれはなかなか何もできないでしょうが、一億九千五百万円で十人です。十人はすぐ発足と同時に採用されるんでしょ。そうすると、これでやっていけますか。○政府委員(宮崎仁君) 先ほどから申し上げておりますように、具体的な研究テーマに従事する方はこのほかに出向していただいてやるわけでございまして、基金の運用という面を中心に考えますと、本年度半年間でございますが、十人程度で

体やつていけるのではない。少数精鋭主義でま
いりたい、こう思っておる次第でございます。
○阿具根登君　そうすると、政府が三十億、半分
出資される。そうしてきた場合に、スタッフの人
選、おそろくほとんど政府がやられるでしょう
ね。そうすると半分は民間が出し、半分は政府が
出したけれども、スタッフの選定なんかは政府が
やられるんじゃないかと思うんですが、民間にこ
れはまかせますか。どちらがやりますか。

○政府委員(宮崎仁君)　これは法律上のためま
えといたしましては、十五人の発起人会で定款を定
めて、そして認可法人として内閣総理大臣の認可
を受けるという形になりますから、その際に会長
となるべき者の人選その他も同時に行なつて、そ
の認可を申請をしていただくということになるわ
けでございますが、現実問題として半額政府が出
資をするということもございまして、最初のところ
の段階では、いままで経済企画庁が中心になり
まして、通産省、科学技術庁その他関係省と相談
をして進めてきた、法律もつくつた、こういうた
てまえから見まして、そういう発起人になるべ
き方々と御相談しながら最初の段階はスタート
していき、こういうことにならうかと思ひます。

○阿具根登君　そうすると、もう発起人の十五人
の方は大体きまつていられるんですね。そうすると、
スタッフも大体考え方があつたんですね。一応、い
まの話でもわかるように、それは発起人の方、だ
れだれ発起人になつてくださ、いやわしはやる
のやらの、もう大体話は済んでいられるんでは
う。その発起人十五人の方、だれだれですか。発
表してください。

○政府委員(宮崎仁君)　これはまだ法律も御審議
をいただいている最中でございまして、発起人
になるべき方々にはいろいろ方々ということをも
具体的にきめておるわけではございません。これは
やはりこういった機構というものを御賛成をいた
だき、そしてまた各方面にも相当影響力のあるり
つぱな方になつていただきたいとわれわれ考
えております。もちろん、四十六年以来調査をやつてお

る段階で、先ほどから御指摘もございまして、
に、民間におけるシンクタンクの構想等もござ
います。そういう方々といふとお話をいたしま
して、そしてこの法律が通りましたならば、また
いろいろひとつ具体的な御相談に乗つていただき
たいといふことは、これはお願いをしてございま
すけれども、発起人十五人以上という場合に、ど
ういうところからどういふ人に具体的に入つて
いただくかといふことは、全然まだきめておりま
せん。

○阿具根登君　まあ、それは全員の人間がきま
つておるわけじゃないでしょうけれども——これは
なぜそんなことをするかと言つていふわけじゃ
ないんです。そうしなければやつていけないん
です。私たちも、組織をつくるときにはちゃんと
やつぱり下相談するんです、そして組織をつく
ていくんだから。それは役員の方を全部きめて
するのだから、これはできないけれども、一応
のやつぱりスタッフの方は頭に入れて話をする
から、皆さんもやつておられると思ひます。こ
ういふ場所を言いなさいと言ひのがむちゃで
あつて、そんなことは言ひませんけれども、大
体もう皆さんの腹の中ではみなで上がつてい
るんです。それでなくちゃやつぱりいけな
いと思ひます。それにしても、これは最初委託
とおしやられたから、私はそれじゃなくちゃ
できないと思ひます。すけれども、まあ機構が
できた、当面何をやるかという質問を私はさ
つしたわけですから、これはいままで民間の
シンクタンク等がこつやつてきている、三
蔵さんは三年やつたと言ひます。そういうところ
に委託をして徐々によつていかなければ、何
ぼいスタッフを集めたといつても、これはと
ても十人の方でうまくはいかないと思ひ
ます。

【理事 鈴木孝弘君退席、委員長着席】
だから、委託はと、こつおつたから、ま
た最初に戻るわけにはいかないけれども、委託
されると。そして金は流れるのは流れるでし
う、委託するからそれは出すでしようけれど

ね。まあそこちやつとひつかかるのは、それな
らそういう民間のシンクタンクを助長してや
つて、そしてそれをこつち持つてきたほうが
いいんじゃないか、結局同じことになるのじや
ないかという気もするわけなんです。この法律
が通つても、シンクタンクだけで研究が進む
というわけです。そうすると先ほどは大学の
問題が出ましたけれども、民間にもその問題
は適用されるのではない。私は大学が一番公
正だからといふことを、まあ水俣の例で言
ひましたけれども、しかし、やはり進んでお
るというならば、いま民間のシンクタンクだ
つてそんなににおくれたものじゃない。アメ
リカから見ればずいぶんおくれたものかもしれ
ませんけれども、日本ではやはり相当進んで
おるんじゃないかと、こう思ひます。その
の点いかがですか。

○政府委員(宮崎仁君)　確かにお考えのよう
な点もあるわけではございまして、この民間
のシンクタンクのうちで、全部ではないと思
ひますが、大体のものが入つたシンクタンク協
議会というふうなものもございまして、そ
してそういうところで相互に協力をして、共
同研究もやるというふうなこともいろいろ行
なれております。今度のこの機構ができて
まると、これはこういふ民間のシンクタン
クに対してはそういう課題の、言つてみれば
総合調整をやるというふうな仕事も出てく
ると思ひます。つまり、この機構が持ちま
す予算によつて委託をし、あるいは場合に
よつては助成をするといふことも出てまい
りますから、研究評議会ではこれはきめて
いただくことが中心になりますけれども、し
かし、そういう意味で非常に民間のシンク
タンクとの関係は密接になる、こういう
ことになつてまいります。そういうことで、
課題によりましてそれぞれ民間シンクタン
クも得意分野がございまして、それから、
そういう得意な分野をうまく利用させてい
ただきまして、そしてネットワークを組ん
でいく、こういうことが必要になつてくる
だらうと思ひます。また、そういうことで

はまかなえない分野というのこれも相当ある
らうと思ひます。ことに公共的な分野がそ
ういふことが考えられるわけではございま
すが、そういうものにつきましては、この
シンクタンク以外の大学とかあるいは官
庁とかその他の研究機関というふうなところ
から専門の方を動員をいたしまして、そ
してチームをつくつていく、こういうこと
で課題の解明に対処してまいりたい。そ
ういふこととでいろいろの形を考へながら運
営してまいりたいと思ひます。

○阿具根登君　それで委託のほうばかりい
ま進んでましたけれども、もちろんこの機
構は非営利法人ですから、だから資金面
はそれで問題ないけれども、収支は一体ど
うやつていけるつもりですか、この点につ
いてお尋ねしたい。

○政府委員(宮崎仁君)　大体基金構想とい
うことを申し上げておりましたので、で
き上りの姿では三百億ぐらいを考へて
おりますが、その際には平成十九年度程
度の収入が、これは基金の成果として
出てまいるわけではございまして、約
二十億でございますが、これを委託、助
成というふうな面に中心に使つてまい
りたいと思ひます。そういう次第でござ
います。

それから、課題によりましては政府各省、地方
公共団体、あるいは場合によりましては民間機
関からの委託を受けるということもあり得ると思
ひます。この場合には必要なコストに相当する分
を委託費としていただく、そしてやつていき
たい、こう思つておる次第でございまして、当
面はそう大きく委託を受けるということでは
できないと思ひますけれども、原則は、た
だいま申しましたような形で運用してまい
りたいと思ひます。

○阿具根登君　そうすると、たとへば今日問題
になつております情報、まあ情報はいままで
価値のないもの、非常に必要ではあるけれど
も、情報がどれだけ価値があるかといふこと
はなかなか問題だつたんですけれども、これ
から相当な価値が出てくると思ひます。そ
ういふ問題についてもや

はり代金を取る、たとえは今度は研究するための機構を使用せよ、そういう場合には使用料を取ると、民間から委託をされた場合は委託料を取ると、一切これは金を取るようになるんだ。

○政府委員(宮崎仁君) そういった、特に情報、頭脳のコストと申しますか、こういう点の評価は非常にむずかしいと思いますが、しかし、動員をいたしました研究者の方々の報酬といえますか、そういったものを一応原価的に考えたものをコストとしていただこうと、こういうことで考えていただろうかと思っております。その場合には、この委託調査を受けたもの全体について原則として料金をいただくということをやっているかと思っております。

○阿具根登君 そのほかに、まあこれは人材の養成というのが一つの大きな目的でもございすね。そうすると、そういう人たちの研修あるいは人材の養成、こういう人たちからも金を取るのか。特に、何というのですか、プロジェクトマネージャーとでもいいますか、そういう人の養成については、いまから養成されるのだけれども、特別な機関をおつくりになるのか、専門的な機関をおつくりになるか、そういう点はどうか、うふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(宮崎仁君) 後段のほうからお答えを申し上げますが、プロジェクトマネージャーというのは確かに不足をいたしております、この養成は非常に重要でございますが、しかし、当面この機構に専門の養成機関をつくるという考えはございません。

そこで、この養成のやり方はどういうふうにするかということでございますが、これは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというふうなことをいうようでございますが、具体的な問題に対して取り組んでいただきます、そういう過程を通じてこのトレーニングをやっていくと、こういう方式をとることがいいということのようでございます。その場合のこの研修に対する費用でございます。

すが、これはやはり原則は、こういった養成をいたす場合にはそれに応じた対価を取らなければならないと思いますが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングということからわかりますように、実際の仕事もしていただくわけでございますから、その辺はある程度相殺的と思っております。運用されるのではなからうかと思っております。しかし、原則は養成費もいただく、こういうことでございます。

○阿具根登君 まあ時間もだんだん過ぎてきました、上のほうばかり言っておつたので、大臣は、会長の話をすると何か考えがあるようですけれども、世界的な視野のある人が会長というところ、ういうところになりますか。政治家でいえば外務大臣でもやつた方ですか。財界でいえばどこか経済界の重鎮ですか。学界でいえば大学の総長さんですか。そういうところにながった人——一体どういう方がこのキャップになられるか、どうも私にはわからないのですが、これは一体どうなんでしょうか。

それからこれがきまれば、四十八年度に予定されている十人はこれはもうすぐ要りますから、この十人は一体どういうことで、これもまあ一応きまつておるかもしれないけれども、どういうところからおとりになるか。

○政府委員(宮崎仁君) 会長としては、この全体の業務を掌理していただく方でございますから、視野が広く、海外的にもかなりの活動がしていただけるような方々というところで考えております。そういうことでございますから、いま具体的にあげになりましたような方々、いずれもそういうりっぱな方がおられると思います。具体的にはそういう各方面の分野の方から最もいい方を選んでいただきます、そうして会長になつていただきます。

それから事務方の問題でございますが、これについては、やはりさつそくにも準備をいろいろ始めなければならぬわけでございますので、一部は官庁でこういう仕事を若干タッチしてきた人

ちということも、出向で行っていただくことも考えなければならぬと思ひますし、また、場合によつてはシンクタンク協議会あたりのお打ち合わせもいたしまして、具体的にそういう業務に練達をしておられる方に入つていただくということも考えていきたい、こういうことをいま思っております。もちろん、これ以外にも適当な方があれば入つていただくことはやぶさかでございます。んけれども、当面人数もわずかでございまして、そういったことを中心に考えていってはどうかと思っております。

○阿具根登君 それから、さつきも評議員は総理大臣の認可を受けて会長がきめるのだと、評議員の方が中心になると思つたのですけれども、しかし、この方々は全部非常勤でしよう。全部非常勤だとすると、ほんとうの評議員になつてしまふのではないかと。たとえば半数なら半数は非常勤であつていつも仕事をしていられるのだと、そうしないと非常勤の方を二十五人きめておつても、必要なときに集まつてきて意見を聞くだけだということになつてくると、悪いことばで言えはばおざなりになりはせぬか。こういうところだから、そんなつまらぬ人がおるわけではないのだけれども、やはりある程度の人は非常勤でなければほんとうのことができぬのじゃないかと、こう思ふのですがね。これは全部非常勤でしよう、評議員の二十五名は。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘のとおり、この研究評議会の委員は非常勤の方になつていただくことと思つております。これは確かに非常に重要な仕事をしたいだけわけでございますけれども、この機構の役員、職員がつくります事業計画と予算案のいは研究調整のための具体的な方針というふうなものにつきまして御審議をいただく、そうしていろいろ御意見をいただき、必要があればその修正をするという形でやつてまいるわけでございます。そういうことでございまして、最初はなかなかたいへんでございすけれども、しかし、そう

ひんぱんにこの評議会を開いていただくというこ

とはこれは必要なのではないか。また、非常に視野の広い各方面の重要な分野をやつておられる方々に評議員になつていただきたいと思つておりますので、常勤ということになりますと、なかなかそういう方々には実際問題として御就任いただくことが困難になります。そういうことも考えまして、評議員というのには非常勤でして御指導をいただく、こういう形で運用していくのがいいのではないかと、こう思つておる次第でございます。

○阿具根登君 これはほかの問題なんですけれども、小坂長官も鉄道審議会の会長をやられた。私も鉄道審議会に出たわけなんです。これはもう確かに忙しい人たちはばかりです。それで、これは大体一時間か二時間で終わつちやうです。それが日本の鉄道をどうするかということを決めるところなんです。だから私はこれをおそれるわけなんです。忙しいりっぱな学者先生ばかりを非常勤で、おそらくこれは一年のうち何回かしかないと申すのです、この評議員会は。毎月なんておそれないでしよう。そうすると、ちやうど審議会のように、自分のシンクタンクのほうで忙しいと、自分の大学のほうで忙しいという方々がちやうどこちよこ集まつてこられて、事務局がつくった案を、これをひっくり返した、やあどうだこうだということはほとんどないようになつてしまひはせぬかと、こう思ふわけなんです。それで審議会に行つても、私が発言したら、ここはあまり発言せぬのになあなうんと発言しますなと私は言われたことがあるんですよ。大体そういうふうなきたりが私はこわいんです。だからこの評議員会というのには、もう一つの名譽というのか、まあ偉い方ばかりでしようけれども、何か自分がそこに行かぬでも、自分らりっぱな職場があるわけなんです。第一、この人たちはどのくらい待遇しようと思つておられますか。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘のようになむずかしさは若干あるわけでございますけれども、しかし、今回の機構については、民間にもシンクタンクはあるわけでございます、そういうところの

○国務大臣 小坂善太郎君 今日の非常に複雑な社会経済の変化に応じていろいろな問題を解明するためには、やはりこういう機関が必要であると、しかし、これは二つはつくりえない唯一の機関であるというのが、このシンクタンクの構想でございますが、従来ございます民間の各種のシンクタンクについては、それぞれその特徴を生かし

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会

原因となる省令で定める物質（以上「汚染物質」という。）の最大排出予定量及びその予定量をこ
えないこととするための措置

○当該汚染物質に係る燃料及び
原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の

法律案